

2012/ 2/21

「RD問題 滋賀県と周辺自治会の皆さんとの話し合い」の概要

日 時：平成24年 2月21日（火） 19：00～21：40

場 所：栗東市コミュニティセンター治田東 大会議室

出席者：（滋賀県） 藤本管理監、中村課長、岡治室長、井口参事、伊藤主幹、
平井副主幹、秦副主幹、川端主任技師

※コンサル2名

（栗東市） 武村部長、井上課長、太田係長、梅田主事補

（連絡会） 赤坂、小野、上向、中浮気団地、日吉が丘、栗東ニューハイツの各自治会から計19人（北尾団地：欠席）

（市会議員） 太田議員、片岡議員、北川議員、林議員

（マスコミ） 1社

（出席者数 38名）

司会（滋賀県）：皆さんこんばんは。それでは、定刻となりましたので、ただ今から、RD事案に関する周辺自治会の皆様との話し合いを始めさせていただきますと思います。

それでは、話し合いの始めにあたりまして、琵琶湖環境部管理監の藤本からご挨拶申し上げます。

管理監（滋賀県）：皆さんこんばんは。いつもすみません、本日、先日の委員会の先生方からいろいろなご助言もいただきましたが、その点について、本日は県と皆さま方との話し合いという形で設定をさせていただきました。またいろいろなご意見等いただきたく思っております。

それと、皆さま方にご報告でございますが、以前からご心配いただいております法律の改正につきましては2月の14日に産廃特措法の延長の法案が閣議決定され、この2月か3月の内には国会の方に提出されるというふうになるかというふうに思っております。この法律案の概要につきましては、報道の発表資料の方でいろいろと書いてございますが、基本的に10年間の延長を行うという形になっております。ですから、平成34年度末、35年の3月31日まで法律が延長するという改正案を提出するという形になっておりますので、こういった形で国会で決定になるというふうに我々は推測をしております。なお、延長になりますのは、全国で12事案ございます。12事案の内、8事案につきましてはもう既に着手はしておりますけれども、来年度末に終わらないというところが8つ、新規として4つという形で、その中に滋賀県栗東市のRDについても報道の資料提供の中に含まれております。そのような形で予定をされておまして、それ以外のもは対象にならないという形で決まっております。なお、これらの事案についてはいたずらにこの対策工事等の実施を先送りすることのないように、平成25年3月31日まで、来年度中に環境大臣に協議しなければならないという条件がついておりますので、先だってもスケジュール等でご説明させていただきましたが、来年度の早い時期に基本的な

考え方を決めて、下期には、事前の調整をしながら正式な協議という形に持っていかないと、一応現在の法律では、うちの RD について予定されておりますが、これが整わないと対象にならないということで、これは最後の法律でこれの再度の延長というのはとても考えられないということも聞いておりますので、その点よろしくご理解を頂きたいと思えます。そういう関係で、以前に皆さま方にご理解いただきました追加のボーリングにつきまして、55 箇所中現在 22 箇所、約 40%ほどで、随時毎日新たなボーリングを行いながら有害物の場所の特定等に努めているところでございます。

本日の議題につきましては先だつての話し合いと同じ資料でやらせていただくわけですが、まずは、話が出ておりました、いわゆる周辺の地下水に漏れてるという、その対策というのをしっかりしなければいけないと。そのためにはまだまだ調査が不足しているという点がございまして、まずは最初に周辺の地下水調査なりの井戸について、皆様にまずはご説明をし、ご了解を得たいというふうに考えております。その後、残っております課題についてご質問等いただき、それについてお答えさせていただくという形で行いたいと思えますので、皆さま方のご協力をお願い申し上げまして、簡単ではございますが、冒頭に当たりましての私の挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

司会：ありがとうございます。始めにお断りさせていただきますが、本日は県、市と RD 問題に関わる周辺自治会の皆様との話し合いでございます。傍聴の皆様方からのご発言は受けないこととして進めさせていただきますので、ご理解をお願いいたします。本日の話し合いですが、会場の使用時間の関係で、21：30 までとさせていただきますので、よろしくお願い致します。

本日配布しました資料の確認でございますが、話し合いの資料といたしまして、A4 サイズの次第と、「揚水井戸位置検討図」というこの A4 の小さな白黒印刷、この 2 枚です。なお、住民の方からの要望資料としまして、参考資料として「新設井戸台帳」を各自治会様に二部、また「コンター図」をまとめてファイルして自治会さんの机の上に置かせていただいておりますが、コンター図と処分場の断面図を印刷したもの、これ一部置いております。よろしいでしょうか。

住民：はい。この資料って、各参加した人全員に当たらないんですか。いつもなんか二部とか、半端な枚数しか我々は頂いてませんが、今回一枚だけですね。どうやって分けたらいいんですか。

司会：コンター図の方。

住民：コンター図は一枚ですね。

司会：ええ、コンター図の方は一部ずつ配っております。井戸台帳の方が二部。参考資料と書いてありますが、A3 サイズ。

住民：これとこれは別ですよ。

司会：同じ、

住民：同じもの。

司会：参考資料と表に書いてあるやつは同じものです。

住民：同じもの？

司会：はい、同じものです。

住民：二部しかない。

司会：それは二部あります。そのカラー印刷の大きな図面は申し訳ないですけど、自治会さん一部ずつということ。

住民：これ二部じゃなくて今日は3名、自治会いつも4名5名いつも来てるんです。そんな高いもんなんですかね？カラー印刷。

司会：そうです。ちょっとね、カラー印刷の方は。

住民：受付でもらう資料は、みんなに与えられて、ここに来たら二部しかない。5人でどうやってやるの。まるで我々カラーコピーとってやりなさい。

司会：ちょっと大きな図面のほうは、

室長（滋賀県）：今、大きな図面を配らせていただいた。これは、これと同じものなんで、これを大きくしたものなんで、ちょっと見にくい方は見ていただいたら。

住民：見にくいから大きくして頂けますかってお願いしたんです。

室長：これを見にくい方は見ていただくということでお配りさせていただきましたんで、結構高つくんですわ、ちょっと、

住民：いくらくらいするんですか？

室長：いくらくらいって、同じものなんでね、これと。前配ったのと。それで、言うてくれはったんで、その方だけに渡すのもなんなので、全部の自治会さんに配らせてもらったということです。

住民：これはほな自治会で誰が持っておくの。これくらい出してよ。毎回毎回ちゃんと来て話し合いしてるやないの。なんか情けない。

室長：言うてくれはる●●●さんだけに渡すのもなんなので、自治会の方にも配らせてもらったと、こういうものなのでご理解いただきたい。

住民：こっちの二部っていうのはどういう理由。

室長：これも井戸台帳を自治会で持っていて、必要な時に見ていただくっていうことで。確かに経費かかりますんで、

住民：僕らはそれ以上に経費かかっている。

室長：議論する資料としては、皆さんにいくらかかっても資料はもうお配りさせてもらわなあかんかなと思って配らせてもらってますけど、いろんな資料要求していただく分については、していただいた方だけに渡すのもなんやから自治会に配らせていただくということでご理解いただきたいと思いますんで。

住民：そう言われるけどね、あんたがたは皆残業手当もらってるかしらんけど、住民は僕ら全部だよ。

住民：身出しで来てるんですよ。

住民：来てる人の皆の経費いうたら膨大な金額になるよ。僕らわざわざこれを二部で、一部増やすのはかなんっていうのは、そんな理由成り立たへん。

住民：みんなこれ、今日も●●●さん資料出してる、みんな身銭払ってるんですよ、僕ら。みんな資料出してますけど。

室長：皆さんに配らせてもらおうといいんですけど、要は言うてくれた人だけに渡すのは具合悪いさかいに自治会に配っていると、こういうふうに思っていていただくと有難いんですけど。

住民：今日みんな一斉にくださいって言ったら出してもらえるわけやね？今私が集中して言ってますけど。

情けない話をなんでこんな冒頭からせないかんの、出してください、情けなくなってくるわ。十年やっててこんなんや。

司会：申し訳ございませんけど、ちょっとご理解お願いしたいと思います。

住民：ご理解ってことは、これからもこのままということ。

住民：経費ないからこれも出来ません、対策工もうまく出来ません、そういうことですか。
これ前もね、ボーリングのあれ、分厚かったのに、あれまだ、言うたんですわ。なんで二部しかないのって、そしたら経費かかるんですって。そしたらデータですぐ下さいっていうてますけど、すぐ送りますわって***、そういうてました。そういう話もしてました。だから聞いたんですよ。誰が***の判断をするっていう

室長：あの、そしたら、井戸台帳また配らせてもらいますけど。今の大きくしたっていうやつは、大きくしてくれという話だったんで、その人だけに渡すのもなんやさかいに、ちょっと配らせてもらいましたけど、私らもが持ってないということで、この小さいやつで見るということでやっていますんで。資料いろいろ言われるんですけど、

住民：●●●さん何部欲しい？

住民：5部欲しいです。

住民：5部欲しいんだって、それだったら、差し上げたら。5部ほどだったら。

室長：あの、資料いろいろ見たいと言うてくれはるんやけど、これはお渡しさせてもらうといいんですけど、あるものと一緒なんで、その方だけにお渡しさせてもらうのもなんやということで、

住民：これは違うんじゃないですか。これは二部でしょう。これ三部、これは三部。

室長：その井戸台帳は、また今度持ってきますので。

住民：まあ井戸台帳はね、

室長：あの、いろいろ経費節減してやっておりますんで、すみません、今井戸台帳、ものによってはこういうことちょっと考えてまして、

住民：井戸台帳は何とかなるけど、こっちの方はね。これだけのもん印刷して、

室長：そしたら各自治会、何部いるか言ってくればしたらまた持ってきます。

住民：こっちも。

室長：いや、もうそこであんまり議論したくないので。

住民：井戸台帳は、コンビニでコピー出来ますから。

室長：そんなにそこで議論したくないですけど、言うてくれはる方だけに渡すのもなんやから、ちょっと皆さんにもこういうもの渡しましたよということで配らして頂きました。各自治会何部ずつ要るかまた言うて下さったら渡させてもらいます。

住民：ついね、こういうところに出してしまうんですよ。

室長：うん、ちょっとそういうことでまた部数聞きますんで、

住民：本題へいこう。こんなもんで。

司会：それでは、今日の説明に当たりましては、先日開催しました第 6 回委員会の資料を一部使わせていただきます。それでは話し合いの方を進めさせていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

参事（滋賀県）：それでは、まず周辺井戸調査のやつ、今日はですね、周辺井戸調査をこの辺でやりたいというやつ。先日の 12 日の委員会資料の 6-2 ページでございますけども、これについて了解いただければというのと、あと今日配らせていただきました A4 の白黒の地図で一次対策で揚水井戸を設置しようとする箇所、2 箇所丸付けておるわけですけども、これについてご了解いただけるか。あと、もう一つはもちろんこの前の委員会の時に A3 一枚もののカラーの裏表の資料ございましたけれども、これで一次調査の評価と書いておりますけども、これについて、もう少し話をさせていただいて、一応 5 月を目指して二次対策の形を決めていきたいというふうに考えておりますので、それに向けまして話し合いをさせていただきたいということでございます。

まずそうしましたら、この前の 12 日の委員会の資料の 6-2 ページでございますが、図 6.1.1 というやつですね。周辺地下水調査、調査計画検討図というやつを説明させていただきます。

処分場の周辺の地下水の流れの把握が十分ではないのではないかというようなご指摘を委員さんの方からもいただいておりますので、そういうのを踏まえまして物理探査と地質調査と、井戸を設置して水を調べるということで、処分場の周辺についても水の流れを把握してどこに対策を講じるのが合理的かというのを検討するための資料にしようということで行うものでございます。

赤い線と緑色の線がございますけども、赤い線が高密度電気探査をやるやつでございまして、右上から左下へ長くひっぱってある、H24 の A 測線と書いてますが、これは地下水が概ね右上から左下へ流れてるということで、そこに 1 本通して汚染の広がりを見ようと。あとは処分場の周辺を囲む形で調べまして、汚染がどういうふうに行ってるかというのを面的に把握しようというものでございます。あと、緑色の所につきましては、既存ボーリングとかこれから行いますボーリング等によりまして、地質解析ということ、どのような地質になってるかというのを解析しまして、他の調査データと併せて地

下水の流れなり、対策を講じる上での資料としようというものでございます。あと井戸の位置でございますけども、この黄色いやつが既に設置されてる周辺についての井戸の位置でございます。今回来年度予算で要求しておりますのが、この物理探査の線のやつと、あと井戸の位置が周りに青い破線の丸で囲ってあるやつ、全部で 8 箇所でございますけど、H24 の 1 から H24 の 8 まででございます。このような位置にそれぞれ、砂層が Ks1、Ks2、Ks3 というような三層が基本的にあるわけでございますけども、その層ごとの水を測れるようにして、水を調べるということでございます。具体的なそれぞれの井戸でどこを調べるかというのについては、その前の 6-1 ページの表 6.1.3 のところに一覧を載せさせていただいております。

位置としましては、県なり市なりの土地のところで基本的にはするというような形になります。この前の委員会の時にこの●●●側の方が井戸が要るのではないかというようなご意見もありましたけど、なかなか今の段階でここにしようというようなところが提案できる状態にないということで、この前の委員会でも国道さんの方でデータないのかというようなお話もありましたけど、その辺も含めまして、ちょっとこの●●●側についてはもう少し位置どうするかということについて検討させていただきたいということで、その他につきましてはここに、基本的に青の破線で囲ってある丸の付近に井戸を設置して、後の物理探査と合わせて汚染の広がりがどういうふうになってるかというようなのを把握するために調査をさせていただきたいというふうに考えております。一応これにつきまして、ご意見等頂きたいと思います。よろしく願いいたします。

住民：これをこの位置に帯水層別に何本かやるということですか。

参事：そうです。この隣の 6-1 ページの右下の表のような位置にストレーナーを切って、その水を取れるようにするという事です。

住民：これはボーリング 1 本でなくて、

参事：複数本、

住民：複数本ということですか。

参事：そうです。例えば一番上の H24-1 でしたら、Ks1 から Ks4 までの 4 本設置することになります。

住民：網目はどういう意味なんですか。網目をかけたやつのはどういう意味ですか。

参事：ここではこの層にないということ。

住民：え？

参事：ここではこの層がないということ、

住民：この層がない。

参事：ええ、調査***に書いてますけど、

室長：掘ってみて無い可能性がある。

住民：よろしいでしょうか。私あの、調査検討委員会に出席していなかったもので、ひとつ前の1月10日の説明資料を元に質問するんですけども、1月10日段階の話では、3月までに二次調査を終えるということでしたよね。これは3月までに終える調査ですか？

参事：いや、これは来年度にやる調査でございます。3月までに終わると1月10日の時に言うておりましたやつは、現在やっております二次調査ボーリングです。

住民：そうすると、このスケジュールに入っていない。

参事：えっとですね、

住民：どこに位置づけられる調査なんでしょうか。

参事：ちょっと今そちらにあるのと一緒か分かりませんが、スケジュール表の二次対策設計のための調査という、その中に入るものです。

住民：どの資料の何ページが教えていただけますか。

参事：1月25日の時にスケジュールを配らせていただいているんですけども、この前の委員会の時もお配りしてますが。

住民：25日たくさんあるんで。

参事：A3の一枚もので。

住民：ということは、これ来年の4月から9月までに行う調査ですね。そう考えていいですね。

参事：そうです。

住民：それと、その二次対策の方針検討が5月までですよ。

参事：ええ、そこが、

住民：その関係がどうなりますか。

参事：今の井戸の調査につきまして、出来るだけ早くやりたいと。本当はですね、前回申し上げましたけども、全部もうちょっとデータがそろってから二次対策の検討をやるといいんですけども、24年度末までに二次対策の環境省協議、

住民：いや、それは了解してるんですが、この9月までやった調査結果はいつ上がりますか。

参事：9月までのやつですと、10月か11月ということになるろうかと思います。

住民：10月11月には上がってきた時には、もう二次対策方針の検討は終わってますね、ほとんどね。

参事：そうなります。

住民：そうすると、これはどういう意味付けでやる調査なのか、もう少し性格付けをはっきりしていただきたいんですけど。二次対策方針の決定には関わらないということですよ。基本的にはね。

参事：あれですね、井戸を設置して、だんだんにデータが出てくるかと思しますので、要は最初は粗い対策案みたいなやつですけども、だんだん出てくるデータでそれを補強なり修正なりをしていくということで、最終的に10月なりにデータがでそろったところで、最終的にきちんとした形にしたい。

住民：ということは二次対策に大きな影響を与えるという調査ではないと考えていいんですね。基本方針はこの調査とは関係なく対策は決定されるんだと。そういうことですね。

参事：例えばですね、今のRDの地下水、汚染水が●●●の方へ行ってるとか行っていないとか。あるいは、どの程度行ってるとか、そのあたりでその対策が変わってくるということはあるかと思えます。

住民：え？よく分かんないけど、この調査結果によってどれほどの方針の変更を見込めるのかということをお聞きしたいんですけど。

参事：例えば、例えばですけども、遮水壁をすとかいう話やったら、その延長なり深さが変わるとか、井戸を設置するんやったら、井戸の位置なり能力が変わるということなんです。井戸を設置すること自体、あるいは壁を設置すること自体が、変わらないと

いうか、だんだん絞り込んでいっても、これは変わらないということやったら、その工法で決めて、後はその細かいところを調査を進めて詰めていくという形。

住民：私の社会調査をする時に、学生によく指導するのは、まず仮説をはっきりしろと。調査っていうのは、まず仮説を立てて、それを検証するんだというふうに指導してるんですね。これは自然環境に対する調査でも基本的には同じだと思うんですよ。目的を明確にして、そして仮説をどういうものかということを作って、仮説に合った場合はどうするのか、仮設がもし崩れた場合はどうするのか、そこをしっかりといただかないと、何のために調査をやったのかということが、わからなくなってしまって、ずるずるずるずると行ってしまう。これまで県がやってきた調査っていうのは、梶山先生前もおっしゃったように、もう十分やってるんじゃないかっていう意見もあるんですよ。また同じことを繰り返すのかなっていうことを懸念します。その点で、今回のこの調査っていうものの、その限界と可能性？目的の明確化、仮説は何か、結果に対してどう対応するのか、そこをもう少し明確に定義していただきたい。

参事：あの、地下水につきましては、基本的に、この図面でいくと右上から左下、あるいは右上から下の方を向いて流れてるだろうということで、それを念頭に置いた上で、掘削除去以外の対策工についても考えていくんかなと。ただその、地下水の流れをもうちょっとしっかり把握しないとその対策工、例えば壁とか井戸とかいうようなものをする場合に、それが明確に決められないかなということで、その辺を絞り込むためにこのような調査をしようということで、

住民：あのね、前も言ったと思うけどね、もっとざっくりした話を早くしてもらいたいんだよ。その程度の問題だったら今ここで議論する必要はない。結局対策工としてどういうものかを考えてるのかって、本質の議論始めようよ。そんな微修正のための調査をね、どうしましょうとか、僕ら期待してないんだよ。もう 10 年以上この問題関わって、早く対策取ってもらいたいわけだよ。話す内容違うんじゃないか。

参事：あの、対策工についてはこの前の委員会でも、委員さんご意見いただいておりますので、その辺踏まえて、

住民：あのね、先送り先送りなんだよね。結局皆さん 3 月に辞められるから、次***いいのかっていう気持ちがどっかあるんじゃないかと思わざるを得ないんだわ。どうして***やったらさ、どうしますって、もっと積極的にさ、対策案A案、B案、C案くらい考えてますと、早く出してよ。

室長：それを出したいなと思ってます。うちの方から何もなしに「こんなんどうですか？」ってA案、B案、C案というのを出すということがなかなか、ちょっと難しいので、この間委員さんにその辺について意見頂きました。その意見を踏まえて今度、それを踏まえた案を出していきたいなと、こう思ってます。ちょっと確かに、遅いかも分かりませ

んけど、今、この間の委員会で頂いた案を踏まえて、具体的な候補案を今考えておりますので、それを出していきたいなと思います。

住民：いつ出るの。それは。

室長：この委員会の意見踏まえて今ちょっと中で検討、

住民：だからいつ出るのって聞いてるんだからさ、そんなさ、

室長：今度の委員会には具体的なやつで意見をいただく。

住民：今度の委員会いつですか？

室長：委員会は5月のちょっと中頃とってますけども、それまでに作っている委員さんの意見をうかがって行って、具体的なものにしていきたい。

住民：5月の中頃には出るわけね。

室長：はい、その頃には出さんとあかんと思います。

住民：ですね。我々に提示出来るのはどれくらいですか。まさか委員会の方が先ですか？
我々の方が先ですか？

参事：その辺ちょっと今私の頭にないんで、

住民：あのさ、頭になくてじゃなくてさ、もう今年度中にさ、***決めてさ、環境省に出さなきゃいけないんだからさ、もう少し焦ってくださいよ。

室長：焦っております。今、●●●さんがおっしゃったことはよくわかっておりまして、まったく何も意見聞かないで、うちが、前にはメニュー的なものは出してるんですけど、この間委員会で、具体的なものを若干聞いたりもしておりますので、それを踏まえた具体的な案を出して委員さんの意見聞きながら、また皆さんと、

住民：あのね、メインディッシュが何か決まらなるとね、デザートがどうだとかね、前菜はどうだとか決められないじゃない。今の話は前菜とかデザートをどうしようかって話でね、メインディッシュがね、ステーキなのかすき焼きなのかによってね、サラダ出すのか味噌汁出すのか、わかんない、

室長：今説明しましたようなことは、そのメインが決まっていなくて、例えば壁の長さとか、こまで要するのかとかいう話とか、具体的に、それイメージ出来ないという、

住民：壁作るかどうかはまだ決まってないですね。

室長：だから壁作るのであればですね、今言いましたような、どこまでやるべきなのか、

住民：こんな話いいからさ、早く本質の話に入ってよ。

室長：はい、わかります。ただ、それはそれで、考える必要があるんですけども、井戸の位置については決めて、もう年度始まったらすぐに発注していく必要がありますので、今からちょっと、

住民：だからさ、この調査は何のためにやるのかが、基本的にどういう対策を取るのかっていうことが決まらないと、僕らも良いとか悪いとか言えないじゃん。だからこれはどう考えてもさ、対策工が決まってからあとの話ですよ。

室長：確かに、どっちが先かっていう話がありますけども、どんな工法でやるかって決めるのって非常に結構大変なことかなというふうに思いますので、

住民：僕らはもう10年前からそれを決めろと言ってるんだよ、ね。早く早くって言ってるわけじゃない。

室長：わかります。それ、どんな工法するかっていうのは非常に大きな話になりますし、そのどういう工法をするにしても、その詳細詰めていくために、こういう周辺の井戸調査で、

住民：だから、こんな工法をするためにも、この調査が必要だっていうんなら、そのこんな工法というのはどういうものなのかっていうことを示してもらわないと、こういう工法でも役立ちます、こういう工法でも役立ちます、こういうやり方でもこの今回の調査は役立ちますので、とりあえずこれは認めてください、って言ってもらわないと、評価できないじゃん。調査やってくれって言われても。だから、淡々とね、簡単なことから片付けましょう、細かいころから片付けましょうっていうのはね、それはね、本質を間違ってるよ。問題の解決のために道筋として。まず何を解決しなければいけないのかっていうね、根本の問題をちゃんと目標を設定して、大きなまず対策案を議論した上で、細かいこと詰めなくちゃ。

室長：あの確かに言われるとおりです。今、●●●さん言うて頂いてるのは、汚染拡散防止工の、何するんやということやと思うんですけども、項目的にはメニューとして出しています。どんなものがあるかといいますと、バリア井戸、鉛直遮水工、それから底面遮水復旧工、透過性地下水浄化壁工、みたいなものを出させてもうてます。これについて具体的な、この間の委員会の意見も踏まえて、もうちょっと具体的なものを出していっ

て、委員さんの意見踏まえながらまた皆さんと協議させていただきたいということですが、何をやるにしても、どちらの方にどういうふうになってるか、今まで思ってたその下流への流れだけでいいのかどうかというのは、いずれの工法をやるにしても必要な情報であるといったところから、並行してやっていきたいなど。

住民：ということは、これは、今話を聞くとね、どんな工法を採ったとしても、その後の効果を検証するための井戸設置ですか。対策とは関係ない？

室長：効果もあります。対策としても、詰めていくその内容をどんな内容、

住民：ならば、それを説明して下さいよ。その今言ったいくつかの工法で、この調査結果によってどういう変更がありえるのかという。今の話を聞いてると、どの工法を取ったとしても必要だと、周辺の井戸のね、掘ることによって地下水汚染の実態がどうなのか把握することが必要だっていうのは、結局効果検証としては意味ある。それは私も納得します、確かに。そうではなくて、工法に関わる議論、調査だっていうならば、そのどういうふうな形で今選択すべき工法と関わるのか、その説明がないと納得いかない。

参事：あの、結局どういう汚染が、どういう汚染の程度、どの程度の水がどの深さを流れてるというようなことを調べようということなんで、バリア井戸でしたら、井戸もどこに設置するのかとか、どの程度の規模にする、太さにするとか、水量にするとか、深さにするとかに関わりますし、鉛直遮水壁ですと、それもどれくらいの深さにするとか、どれくらいの長さにするとかに関わります。それで、キャッピングについては、他との絡みでどの程度、出てる量が少なかったらあんまり水を通さないようにしなくてもいいとか、逆にもうちょっと入れた方がよりいいとかいうようなんに関わってくると。あと、底面遮水、粘土層の修復とかいうようなのにつきましても、どの程度出てるかというようなことに、例えばあるところから限られたところから、非常に汚染の原因となってるポイントが見つかったということで、例えばそれが結構浅いところにあるということであれば、そこをフタしに行くのも効果ありますし、それがどうもそうでもないぞということであれば、他の対策の方が優先度が高くなるかなというような判断になるかと思えます。あと透過性の浄化壁をやるにつきましても、どの範囲から水を集めて、周りから壁作って水を集めた上で、透過させて浄化するんですけども、どの範囲から集めるかというような情報を得る上で必要な調査かなということ、どの程度の効果が出るかと。効果の評価とおっしゃいましたけども、どの程度の効果が出るかということ考えた上で、対策を講じますので、対策を考える上で必要な調査やということなんですけども。

住民：もう一回確認です。対策を考える上で必要な調査なんですわね。

参事：そうです。でまあ、対策を、

住民：ということは、この調査結果が明らかにならない限り対策工は出来ない。

参事：出来ないというか、しっかり確定出来ない。

住民：確定出来ない。

参事：ええ。

住民：ということですね。

参事：ええ、ただまあ、

住民：ということは、これは6月に調査終わりますね。結果出るのはいつですか。さっきも言ったんだけど、7月8月、それまでは対策工は決定しない。

参事：今までいっぱい調査やっていますので、そこで得られた情報で委員さんの意見も頂きながら、対策工の方向が決められるとこまで決めていきたいと。これから調査を進めることで、その辺を絞り込んでいくということで考えておりますけど。

住民：曖昧だな。

参事：ちょっと時間の制約が厳しいもので、もうちょっとデータがそろったところの方が、もうちょっとはっきりしたことが言えるんですけども、ちょっと走りながら考えるようなところがございますけども、そういう形を取らざるを得ない。

住民：今日のね、今日の議題で、一次調査結果の評価と周辺地下水調査っていう項目になってますけども、この前も、今回のこの資料の方を見ると、たくさん載ってますね。たくさん載ってますね。その中で対策工の基本的な考え方も入ってますね。それはどういうことになるのでしょうか。これもうそのまま措いておいて、説明会は住民と細かいことだけでやってしまうと、そういうようなお考えなんのでしょうか。これもね、先ほど先生といろんなことでちょっと話し合ってもらってという話あったけども、どういうことを話されて、どういうふうに思われてるのかというまとまったものも何もないんですけど、いきなりまたパッと出てきて、これでいいですかになるのでしょうか。

参事：いやいや、今日はですね、12日の委員会で出てました、先ほどからしゃべってる井戸の話で、これで了解いただきたいというのと、一次対策の揚水井戸について了解いただきたい。一番大きな今●●●さんおっしゃったような、委員会で出た二次対策の考え方も含めてですね、この前の委員会傍聴されたりした方のご意見も十分伺う時間もございませんでしたので、今日もそういうような意見をいただいて、あとまあ、

住民：今日もって、これ書いてへんですよんか。項目の中に、入ってない。

参事：ここで言うと、一次調査結果の評価の、

住民：評価は評価でこの12日か。これの資料に載ってますよね。載ってますよね評価。載って、その後にもたいろいろこうあるんじゃないですか。

参事：ええ、ですから、この前の12日の委員会の資料のことについて、

住民：いや、私がちょっと今言いたいのは、ちょっと回りくどい言い方して、ちょっと申し訳ないですけど、要は、対策工についてね、もっと詰めていかんといかんのじゃないかと。みんなの意見も言うてね、聞いてもらわないかんのじゃないかと。急にこんなぼんと言われてはいわかりましたこれですね、というふうに私らもようわからへんのですね。それでええかどうかかね。それを何か敢えて、そこを避けて、こまかいところだけやってね、なんかやってるみたいな、そういう私自身の、

参事：ちよつともう、そうとられると非常に辛いんですけども、私どもそれが一番大きい問題やと思ってまして、また実際県が考えてるのと、住民さんとかなり開きがあるなど思ってますので、今のこの井戸の話は出来たら早めに、これでいいと言うていただけるなら言うていただいて、やった上で、今の対策工についての話し合い、

住民：あのね、それ逆効果。あのね、住民側として不信を持つんだ。こうやって細かいことつけといて、重要な決定を先延ばしするでしょう。最後はもう特措法の期限あるから、これで納得してくれって言うてくるんじゃないかっていうね、疑念はかえって、高まっちゃうんだよ。そうじゃなくてさ、住民さんの考え方と県のと開きがあるんだったら、県はどう今考えてるかさ、正直にちゃんと言うべきだよ。そこでちゃんと腹わって議論しないと、今年度中に対策案まとまらんぞ。もう金ないのは僕らも十分理解してるんだよ。金ない中でね、どうしたらいいのかっていう、お互いにね、知恵絞ろうっていうね、そこまで来てるわけだからさ、遠慮しないでさ、どういう案を今考えていて、で、住民側にも譲歩をお願いしたいってことを正直に言わないと。このまま、小さいことだけ先に済ませていきましょうっていうやり方やってたらね、ますますね、また振り出しに戻る可能性が高まるわ。

室長：おっしゃることは良く分かります。今のその大きな話、これからどンドンしていかなあかんのですけども、もう4月からこれを具体的にもう早く発注して、それを進めながら5月末ぐらいまでにやっていかなあかんので、

住民：次回。まあいいや、それは措いとして、次回には出してくれる。対策案を。対策案の候補を。

室長：この間の委員会を踏まえて案を今考えてます。委員さんに一遍それを見ていただい

て、

住民：僕らもな、藤本さんとか岡治さんとか井口さんとかね、上田さんとかね、せっかく議論してきたのに、4月にまた変わってね、また違う人と話すのはしんどいんだわ。ある程度めどをつけとかないとさ、4月までに。

室長：いや、変わらんとしますけど。

住民：ほんとか。

室長：大事な局面ですので、ここで、そんなこと分かりませんが、変わるのには完全に*
**なるともうあきらめてますけど。そんな人事異動の話は別としてね、言わはることは分かりまして、それは非常に大きな議論になってくるんで、それと、今の言われるように井戸の掘るのってもっとはよせなあかんやないかという、言われる通りのものでもありますので、来年度予算できちっと予算をとるんですけど、来年度早急に発注したいなと。それを発注して、それはそれで必要なもんやということ認めてもらいながら、

住民：いやだから、それ認める前提として、次回には対策案を出してくるということを約束してくれる。そしたらこの議論に乗ってもいいかなと、私は個人的には思うんだけど。

管理監：そういう意味で前回この裏表の資料は、委員会の方に出てる資料の中で、前から言っておりますように、ここの RD の対策工については、二つの面からやらなければいけないということで、一つはその有害物を除去して、地下水とかの影響を与えているおそれがある有害物を除去するという形で、有害物を今の二次ボーリング等で探して出すという形で、これの、どっちが表か裏かページが書いてないんですけども、有害物については特管相当とか、あるいは土壌環境基準の超過、それとドラム缶、それと液状廃棄物浸潤土砂、さらには西市道側でのドラム缶等、そういうような形のものを取りあえず出すという方向で、有害物については、今県としては考えております。それからもう一つの柱としては、周辺環境の、その地下水による支障の除去という点がございまして、その地下水に関しては今あの、説明しております周辺井戸も掘りながら、地下水に一部汚染されたものが出ております。それが広範囲に 360 度出てるのか、180 度出てるのか、240 度なのか、あるいは極限られたところのみずみちとして出てるのか、というのが分かると、水処理の関係については、その対策が執れるという形の二つの考え方をしております、その二つが合わさって二次の対策工があるというふうに考えておりますので、今は地下水の調査については、もう一つの方の周辺への影響という部分を見て、どのような地下水への対策が必要なのかという部分を確定していきたいと。●●●さんがおっしゃるように、それが本来ですと、わかってから具体的に進められるんですけど、それは完全に調査が終わっておりませんので、早急に 4 月の頭からそういう調査をやりながら随時結果が出た部分を参考にしながら一定の方向を決めていって、さらにどんどん結果が出るとともに、微調整等をしていきたいという形で、先ほど私が挨拶で申しました

ように、下半期には環境省とか、財団等との協議を始めないかんで、その時点では一定、水についてはこういう地下水の動きがあるんで、この工法でいきますという点を説明なり相談をしていかなあかんという関係がございますので、とりあえずこの周辺地下水の対策についてはこのような形の 8 本の周辺の井戸を掘ることによって、こっち方向は大丈夫やとかいう点を明らかにしていきたいと、こういうのが一点でございます。

住民：あの、何度も同じこと聞かされなくても私分かってますから、敢えて言わなくてもいいんですよ、そんなことは。初めからそれはわかってるんで、分かった上で私が言っていることを理解してもらいたいんだけど。だから対策工の議論は具体的にはいつ出るんですか？

管理監：一定、地下水の調査をしますんで、その前に仮定で、こういうような流れ、この工法を、というような条件付きで提示させていただくというようになるのかとは思いますが、ですけども。

住民：だから僕が聞いているのは、いつ出るかって聞いているわけで、その明確な時期を教えてくださいたいのよ。

(雑談)

住民：あの岡治さんね、住民側にこういう案でどうかって言っても、住民側が納得するのにある程度時間が欲しいんだよ。初めから言ってるけど、一月二月ぐらいは十分かかると見てください。我々は多分臨時総会ってしっかり開かなくちゃいけないんですよ。そして議論して、決めなくちゃいけないから、そこを見込んで、例えば 5 月に決めたいって言ったら、もう 3 月には、そちら側の案が出てないと無理なんですよ、はっきり言って。我々これまで一次調査でも協力しましたよね。11 月初めすぐやったんだから、それを見てもらわないと。目標は一緒なんだからさ、県側にも一段の努力をお願いしたんだけど。

室長：すみません、これやというのはなかなかちょっと出す段階にはちょっとまだならんかなと思うんですけど、今ここに書いております汚染拡散防止工、名前しか書いてませんが、これのもうちょっと詳しい内容を出させてもらって、いろいろ検討して、ほんで 4 月のはじめくらいには出させてもらうようなことに、つめて行きたいなと。

で、今してる二次ボーリングの結果が出てきます。で、その広がり状況が出てきます。それも含めた上で、順次出てくるデータを元に、どういうことしていこうかなということ決めていきますので、県はこれやというのはなかなかちょっと出るというのは、ちょっとその時にはないのかなと思うんですけど、今の選択肢の中のやつ、もうちょっと詳しいやつを 4 月のなるべく早い時期に出させていこうかなと。

ということで、それは確かにおっしゃる通りでございまして、そういうもんはしっかりと進めていくのと併せまして、今の井戸につきましてはなるべく早く結果出した

いので、4月かかったら発注がスムーズに出来るように、どっちが先かという話もあるんですけども、これの結果が早く出るように、もう来年度予算でやりますので、4月初めから発注していきなという事で、今日はそれを前にもっていかせてもらったのは、あと大きないろんな話がありますので、まずこれをけりつけないなと思ってます。

住民：いいですか。ちょっと違う話よろしいか。ちょっと質問したいんですけど、揚水井戸、これは、

室長：これまた次、

住民：え？

室長：揚水井戸もう一遍説明させていただきます。

住民：揚水井戸後にしますか。そしたらこっちのこれは？測線のこの調査のボーリング。

室長：これは今やっています。

住民：これはやってる。これについてちょっとおたずねしますが、まずえっとね、その番号がね、わからないやつが線があるんですよ。24-8、H24-8のこの緑の線は、これ何測線になるんですか？これ書いてないんだけど。

縦の線ね、緑の線。これ何番になりますか？これは。何測線になりますか？後々これ分からんようになる。これ順番やから、もう順番に付けときますか？適当にFですか？F、Dですか？Dやね。Dしかないよね。これ測線Dでいいですか？

管理監：あのこれ、測線ところ、***測線とは切り離して、ここを全体とこのような形で網の目をかぶせると全体の地下水の流れがわかるということですので、こちらのこの測線を、

住民：いやいや、この筋。一つ書いてないんですよ。何測線？これは、え？

室長：I測線

住民：I？

参事：24-Iということで

住民：Gとかはないんですか？Iですか？I測線ですか。はい、わかりました。そしてあの、すみません、そしてね、あの、ずっとまず委員会にもありましたけど、汚染のされてないところのボーリングというのは全然考えられてないんですか。ここでは。対照とするた

めのボーリングは。

参事：これでいきますと、一番右上の H24-7 あたり。

住民：これが対照としてのあの、

参事：ええ、一応そういう想定はしております。やってみないと分からんところもござい
ますが。

住民：私がいつも言ってたイー 1 番という場所ね、ここは一番低いと。そしてまた、下の
構造が分かってないと。

参事：ええ、それはこの H24-1 あたり。

住民：24-1 では全然離れてるから、これ全然だめですよ。●●●側に流れてる可能性があ
るっていうてるんやから。

参事：であの、●●●側のやつにつきましては、ちょっと先ほど申しましたけど、ちょっ
と、

住民：だからさ、あの、検討するっていう話でしたでしょう。検討はそれでいいんですよ。
だけどイー 1 で 1 箇所掘ってもらえませんか。破線の方で言ったら、廃棄物の中までや
らなくていいから、角の方やったら打てるでしょう。ここはものすごい心配してるん
ですよ。地下の関係で。イー 1 のところらへん。一番端でもいいから。廃棄物ないところ
でもいいから。とにかく地下水への影響、

参事：あの、今回はその処分場の周辺全体を広くある程度みようということですのでね、

住民：いや、今回のことじゃなくて、要するにどっちへ流れてるかっていうことなんです
よ。これは最初からずっと、ずっと前から言ってるんですよ。

参事：ええ、全体を把握しようということですので、こういうようなことで、

住民：そうやないと●●●側にもし打てんのだったら、この場所が空白の部分になってし
まうんです。

参事：いや、まあ、

住民：***のせいにしてましたよね、ここ

参事：いや、今までこの 24-1 がまあ、

住民：いや、これは離れてますよ。

参事：いや、ほんで離れてるって、全体で見ればまあ、特段、国道やらありますので、

住民：いや、僕ね、●●●の方とかあちらの方へね、流れてるんやないかという懸念をしてるわけです。

参事：うん、あのほんで、

住民：地下水のあの流れがね、そっちへ行ってるんやないかと。

参事：ええ、あのほんで、これでまずやらせていたければ、その結果も踏まえて、後まあ例えばこっちの方へ流れていってるとかいうことやったらもう少し追加で井戸が必要やということであれば、やることになると思いますし。

住民：これ場所が全然違いますよ。離れてますよ。

室長：これあの、くっつけてのものでは全部ないんです。ずっと周りをこうやってるんで、

住民：ええ、これは測線の関係ですよ。電気探査の、

室長：いやいや、そうじゃなくて、どっちの方へいってるかっていう話なんで、くっつけたところにはやってないですよ。

住民：ちょっと意味が分からない。

室長：あの、廃棄物の処分場のなんていうか、

住民：近くやないと、ちょっと離れてるということでしょ。

室長：これはなぜかという、近くにするとその影響が出るんで、いってるかいてないかというものを見ようと思うとある程度離してみると、

住民：そしたらやっぱり●●●側にもう一つ絶対要る。

室長：いや、それで説明したとおりで、

住民：ただ、検討、まあまあ、検討だけで終わったら困るから僕が言うてるんです。

室長：既存のボーリングとかで、地層の今まで国道のボーリングとかがあるということも
ありますし、ちょうどこの辺は***で、井口が最初に言うてましたように、委員さん
がそういうふうに言うてはったということも当然理解してますんで、その辺もしも難し
かったら既存のボーリングでコアの帯水層調査をしたらどうですかっていう話もありま
したし、既存ボーリングのコアを含めて検討します。

住民：いやいや、検討してもこのイー1の方は分かってないでしょう。この場所全部空白
になってるでしょう。先ほど配られたこの写真でも、この場所は不明の場所になってま
すよ。

室長：まああの、こんだけという話じゃなくて、

住民：これももうずっと前から言ってます、半年以上前から。

参事：そういう話がありましたんで、

住民：だからこの場所を調べてほしいって言ってるんです。

参事：だけどあの、もうひつついたとこっていうのはなかなかね、今のこの趣旨の井戸と
ちょっと違う、

住民：ただね、この場合は団地があるんで、かなり難しいことがありますやろ。せやから。
そりゃ出来ればいいですよ、どっかに1箇所そういう場所が出来ればいいけど、出来な
かったら、やはりここしかやむを得んのやから、そんな時はそれも合わせて検討してい
たきたい。そういうことです。

住民：この間のあれって国交省のボーリング、

室長：そうです。

住民：箇所は、把握してます。

室長：分かります。分かりますので、あのまた今、国とは喋ってませんので、

住民：これこれ、

室長：あの国交省のボーリングなり、既存ボーリングのやつも調べてみたらどうですかっ
ていう話もありましたし、

住民：そうそう、それを使ってみたらどうやっていう話があったから。

室長：国交省のボーリングは非常に浅いボーリングなんで、なかなか深いところまでなかなか分らんのかなという、

住民：役にたたんの？

室長：構造物の、これが保つかどうかだけのボーリングですので、若干ちょっと、うちが調べてるような、地層を調べるようなあれじゃないかなと思ってますけど、

住民：かなってそれ国交省に聞いたわけね。

室長：いやいや、深さ見るとだいたいあまり深いボーリングは無いようです。さっきも言いましたように、あの、ちょっとこれから調整すると。

住民：これも出来ればいいんですけど、出来なかった場合は***

住民：一次調査の結果等とかその辺の話でよろしいですか。

管理監：とりあえずこの 8 箇所はやらせていただいて、今の意見は当然、委員さんも言われていますので、検討してまたその結果とかは、次回の会議とかでお話させていただきます。

参事：そうしましたら、次へ行かせていただきます。A4 の白黒のやつでございしますが、一次対策での、一次対策では東側焼却炉跡のあたりを掘ると合わせて、浸透水の揚水井戸を設置して、今の水処理施設で今の井戸に追加して、処理して流すということをおりまして、その井戸の位置でございしますが、ここで書いておりますので、黒い丸が二か所ございます。一つはイ-2 と 3 の間ぐらいのところに一つ、A-3 の井戸の下ぐらいですね。それともう一つは、オ-7 ぐらいのところ、県 No16-5 の右の方に書いておりますけども、この二か所に井戸掘って、浸透水を汲み揚げて浄化すればどうかということ考えております。で、揚げ方でございしますが、今、沈砂池のところ、3 本既に井戸があると、それに加えて 2 つで全部で 5 本というわけでございますけども、その辺を実際上がってくる水の量ですとか、水質を見ながら、一番効果的な、悪いもんが一番効果的に揚がるんはどこかということで、どういう運転をするか。例えばこの A-3 の近くの井戸から揚げるんが一番効果があるんやったら、ここを重点的にやるとか、水処理能力自体が限られておりますので、限られてる中で最大の効果出せるような形で、やりたいということです。なんでこの 2 つにしたかといいますと、基本的に浸透水の下流側にあるということと、水が集まってきてるようなところかなということと、下ちょっと分かりにくいんですが、この薄い線が下の、廃棄物の下の高さの線で、上のちょっと濃い線が入ってるのが、浸透水の水位の線ですけども、その差が結構ある。つまり、水が結構たくさんあるかなということで、下流にあつて、水も比較的取りやすいのではな

いかと想定されますんで、この辺にしたいということでございます。その上で、さっき言いましたけども、汲み上げる状況見ながら、一番効果が出るような形で揚げていきたいと言うふうに考えてるということです。これにつきまして意見ありましたらお願いいたします。

住民：この場所は第一処分場があった時の沈砂池がこちら辺にあったと思うんです。それとは、どこらへん、どれくらい、

参事：このイの2、3のこっちですかね。

住民：いやいや、イの方じゃない。こっちは第二処分場の近くの時の沈砂池があつてね、第一処分場の時の沈砂池がこっちの方にあるんですよ。

参事：ああ、はい。

住民：それと、これの兼ね合いはどうなんですか。沈砂池のあったところやから深いはずなんです。

参事：ちょっとあの、今、沈砂池がどこやというとなんなんですけど、実際これまでのボーリング調査の情報で言うところの辺り、今の県のNo16-5のあたりが深くなっておりまして、ここのあたりに井戸設けたらどうかと。

住民：あの、平成5年度の時のね、深掘の時もこちら辺になってるんですよ。もうちょっと違ったと思うんやけどね。もう少し、***やったと思うんやけど。これの位置でよかつたらいいんですけどね。ここをもうちょっと、

参事：今の沈砂池というのがあるかわかりませんが、ボーリングなりの実際の測ったデータを元に、かなり正確に線が出てるかと思しますので、それに基づいての線でしたということなんです。

住民：あの、自然のながれ、地上の廃棄物取った、浸透水の流れてその辺じゃないかということなんですけど、それはわかります、理解出来ますけど、あそこは深掘の穴が3箇所ありますよね。はっきりと明確に分かってるの。それはさらに深く掘られるというから、低いところにそういうものが流れていくんじゃないのか、その辺はどう考えておられるのか。あそこ浸透水といっても、深く深掘の穴が空いた、どっちかいうと、地下水のKs2、地下水も入ってきてる、ミックスされてるような状況もあります。その辺はどう考えてますか。

参事：えっと、今はその一つがKs2層までいってる穴がありますけども、はっきり言って、非常に限られた水処理施設の能力の中でやろうということですので、今は、より濃いと

というか、浸透水を出来るだけ汲み揚げて、効率的に汲み揚げてやろうということですので、ちょっと穴が空いてるようなところについては、今回は穴が空いてるからって下とツーツーになってるようなところについては入れてないと。

それから他の深掘の所ですけど、一つはそのイ-2 のあたりはちょっと深くなってますので、ここはやると。あと、他の深掘と言われるところは、もう少し、浸透水の流れから言うと上流に位置するところになりますので、全体から見て部分的にこう深いところがあっても、最終的に下流の方で取ってやる方がより効果的かなということで、この辺を選定させてもうたということです。

住民：実際はこんなん流れてないですから、はっきり言って。流れてたら深掘の時に分かってたでしょう。

住民：もう一つ、よろしい。自然の流れということで、西市道側、要するにね、門の方、入り口、門の方、ここらへんの浸透水は、まあ水が抜けてるっていうか、溜まってない所がありますね。その辺の浸透水は、逆に言うたら砂地ですよ、ざらめに近い砂地。浸透水もたまらない。直接下へぽんと落ちて、Ks2 の帯水層というか、さらに 10m くらい下かな、その辺にストレートに落ちていってる恐れがあると思います。その辺は、まあまあそれは、同じ浸透水でない浸透水、下へ落ち込んでる浸透水があるんでね、その辺はまあ今回は無理かもしれませんが、考慮してるかどうか。

参事：あの今回ではちょっとそこまではいけない。今おっしゃるように、この入り口側の穴空いてるところについては、浸透水の水位も低いと。下の砂層の水位とかなり同じくらいかなという感じですけども、この前の委員会でも、浸透水の水位を下げてはどうかというようなご意見もありました。そうしていただくと、下からの帯水層のきれいな水の方が圧力が勝つような形になると、外へ汚染が広がらないというようなこともありますんで、これから対策工考えていく中では、そういうことも含めて、検討したいということで、今回の井戸の位置からはちょっとそういうようなのはございませぬけども、当然、二次対策ではそういうことも考慮して考えていくというところでございます。

住民：ちょっと、前に自治会長がイの 4 と 5 のあたりね、あの谷の地形が合流したとこ、ここを揚げたらええんちゃうかという提案をしてたんやけど、この点はどうです。

参事：えっと、沈砂池の下流、さらに下ですか？

住民：沈砂池のあたりやね。

参事：あの沈砂池のところは、ちょっと周りめくらなあかんというのがあるので、

住民：沈砂池を避けて、場所的には十分あると思うんやけど。井戸掘るくらいは十分ある。

参事：そうですね。今のボーリング調査の結果からいきますと、沈砂池の下がかなり粘土層が薄くなっていうデータが出ております。出ておるんですけども、今のちょっと横へ行くと、場所がどうかわかりませんが、井戸を設置して浸透水をたくさん揚げようとする、今黒丸つけてるところの方がええんかなということを思っています。ここの今の沈砂池のシートをめくって、そこに井戸を設置するんやったら、これは結構効果的なものかもしれないです。その時にちょっとここの粘土層が薄くなってると思われまので、その辺も確認した上で、ちょっと井戸にするんか、あるいはフタした方がよかったらフタするんか、ちょっと分かりませんが、それはちょっと二次対策でやりたいというふうに思っています。

住民：二次対策でね。

参事：はい。よろしいでしょうか。よろしければそしたらここでさせていただきます。そうしましたら、この前の委員会の時の一枚物の資料でございますが、要は、これまでの一次対策の結果の評価と、あと二次対策に向けてのメニューとかもこの前の資料ではお示ししておりますけども、この辺について、ご意見いただきたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

住民：この前、孔内ガスの問題と、それから pH 依存性の、依存性試験の結果に基づいて、有害物をなにごと取るべきものを検討すべきじゃないかという、この二つの点について、私質問させていただいたんですけども。細かいことはね、もうあまり時間として議論する気持ちもないんですけども、●●●さん言われてるようにざっくりとね、おおまかな点でいきますとね、この何ページかな、2-4 ページかで基準を超えて二次調査の対象になっている場所の地図が出てましたね。それでその地図を見ますとね、右半分にだいたい二次調査のポイントが集中してるんです。右半分が主に調査の対象になって、左半分はほとんどないと、そういうように何かこう地図の上で見ると二分しているように思うんです。これについてね、結果的にそうなったということなんでしょうけど、そうすると、左半分の方には本当に有害物がないかどうかという疑問がね、あるんですけども、何かその点でね、腑に落ちない。それと、有害物の調査、今県がお考えになっておられるものは、一次調査の評価から二次調査に移って、あくまで二次調査っていうのは、一次調査で見つけた有害物がここにあるというその範囲を決めるのが二次調査であるというふうに私理解しておりますんで、一次調査に引かからなかったところは、二次調査も当然されないし、何もなかったという結果的にそういう処理をされてしまうんじゃないかというふうに懸念してるわけですね。本来その二次調査でですね、どれくらい取れるのか、それはもちろんまだ今の段階ではわからないと思えますし、それで処分場全体に埋まってる有害物の、どれくらいの割合が一応対象として取り上げられて、対策で除去されるんか、つまり何%が除去されるんか、っていうところは非常に一番みんなが懸念し、考え方がね、その辺で、一応まとまればいいんですけども、恐らく県と周辺住民との間で平行線ですつといくんじゃないかなという懸念があるわけですね。これをきちっとやっぱり折り合っていないと、対策は具体的に、住民の合意がなければこれ

進められないという基本的な方針になっておりますから、我々は、中途半端な内容です、つまり前回に県が提案されて、住民が拒否した D 案ね、原位置浄化でしたかね。それと基本的に今回の対応です、どう、D 案と比べてどうなんやと。なんか私ね、五十歩百歩みたいな感じが正直してるんです。焼却炉周辺のね、いわゆる一次対策で有害物を除く、それから今申し上げた右半分の部分的にその引っかかっている砒素とかほう素とかふっ素、その辺のものをながしか二次調査をやって取る。その程度の除去で D 案とどう変わるんかどう。結局その後の取り残したもののどうするかっていうような議論をね、県はいち早く出してるわけですけども、本来今回のものはですね、30mメッシュのボーリングではありますけれども、出来るだけ有害物を探しにいくと、そして出来るだけ取ると、それが基本じゃなかったんですか。であの、孔内ガスにしてもですよ、表層ガス調査にしても、この付近に VOC、有害なガスがありますよっていうことをきちっと、調査の結果を示してるんですよ。にもかかわらず、土壌分析だけで、土の分析だけでですね、引っかからなかった、基準以下であったから、なかったことにすると、そういうあれでしょう。それで、有害物を本当に探しにいく調査をやったと言えるんでしょうか。僕はそれが疑問でね、これ下手したらね、D 案と同じような対策が結果的になるおそれがあると私は思ってるんです。D 案だって有害物を一部除けて、後原位置で浄化しようっていうんでしょう。どこがどう違うん。もっと徹底して取らなければいけないんじゃないのか。で、もちろん 30mメッシュのボーリング調査ですから、自ずと限界はあります。しかし、そのせめて 30m でやったもので、疑わしいものがあるところはやはり徹底的に周辺探してですよ、有害物を少しでも取る、そういう基本的な方針じゃなかったのか、それが何かいつの間にかですね、いやどうせ後で取り残したものは処理するんやからもうはっきりしてるとこだけでいいやないか、ということで、何かね、本当に有害物を探しにいく調査になってないような気がする。やる気がないみたいな姿勢感じるんですよ。そういうことであれば、これはもう住民として合意は出来ない。はっきり言います。合意出来ないというふうに思いますね。だから、そういう点で、特措法の期限も迫ってる、とにかく我々としても早く対策をやっていただきたい、だからそういうことですね、出来るだけお互い誠意を尽くしてやっぱりやらなきゃいかんのかやうんかということなんです。そういうことを申し上げたいんですね。

室長：はい、あの、最初からこれルール決めて 30mメッシュでやってきて、非常に委員会でもこれだけボーリングするのとかと、まだ二次調査でこれだけボーリングするのとかというほどボーリングしてきました。で、一生懸命探しにいったって、もうそのボーリング一本目、30m で一本打つ位置もガス調査しながら、決めてきました。確かにこの、そういう議論もあるんであって、ガスっていうのは非常に敏感に出てくるので、孔内ガス調査で出たところもあるというところもあるんですけども、もうあの、梶山先生も、もう調査、まだやるんかというほどのボーリングしてるということがあるので、

住民：まだやるんかって、調査やってないやないですか。

室長：え？

住民：孔内ガスがあれだけ出とってですよ、何もやってないじゃないですか。

室長：この議論は前からありますけども、ガスというのは非常に敏感に出てくるということころがあって、若干、

住民：あのね、ガスはあるから出るんです。敏感だからね、ある以上に出ることはないんです。何をおっしゃってるんですか。

室長：いや、そのガスがあるので、そこまでの濃度の廃棄物が VOC を含んでるかということになってくると、なかなかその溶出試験しても出てこないような状況の中でまだガスが、

住民：溶出試験はね、30mメッシュに1点しかやってないんですよ。1本でしょう。

室長：あの、確かにね、

住民：それでね、外れたらないと。だからその周辺をね、二次調査でね、例えば基準を超えたところは二次調査で10mメッシュでやるでしょう。だからガス調査についてはね、濃度の濃いところについては、やはりその周辺の何本か、やっぱり当然二次調査の範囲です、二次調査の範囲で、掘って調べていただかなきゃいかんの違うんですか。

室長：まああの、どこまでやるかっていう話、

住民：まだやるんかじゃなくて、二次調査今からやるんですよ、二次調査を。だから、二次調査の中に入れてやっていただけたらいいんですけども。一次調査の追加でやり直せ言うてるわけじゃないんです。そこにね、ちゃんと孔内ガスの測定結果で、この付近に有害ガスがありますよっていうことを言うてるわけです、ガスが。だからそれやっぱり調べてあげなきゃいかんの違うの。

課長：あの、ガスが出たところの調査方法については、皆さんに先ほど岡治の方から説明があった通り、30mメッシュの中で一番濃いところを10mメッシュごとに調査した上で、一番高いところをとっているわけですので、当然その近辺で、我々ボーリングしたところで、問題がなかったという結果出てますよね。30mの中で10mに区切って、最も高いところを。30mメッシュの真ん中でやってるわけではないですよ。そうですね。一番高いところを選んだわけですよ。ですから、そういうところからすれば、それが皆さん方との合意した部分の中でいかせていただいたという結論だと思ってます。

住民：いや、けどね、その真下にね、その場所にずっと底まで、ご承知のように比重の重いガスですから、底まで行きますね。真下に落ちるとか限ってないじゃないですか。

だから前の君津式の情報からもう一度説明させていただきましたように、だいたい5mぐらいの範囲でですよ、局所的に存在すると。だからそれをやっぱり見つけないといかんのと違いますか。

課長：5mっていうのは要するに地下にですね、沈んだ物があるところが5mくらいなんです。ガスは広がっていきますから、ご存知のように君津式で測ったやつである程度濃度勾配ありますけど、広がって存在するわけですよ。ですから今我々がですね、一番濃いところを測っているわけですので、こういうところの近辺にあるものだという理解は出来るかと思います。従って、一番最初の時点で、30mを10mメッシュごとに区切って、一番高いガス濃度のところでボーリングするという約束の下で、調査を進めさせていただいた結果がこういう形になっておるんだという理解を致しております。これは皆様方と合意した調査方法に基づいた結果であると、

住民：それは表層ガス調査の結果からでしょう。それで掘っていったらね、やっぱりその辺にガスがある。そのガスの根源がね、真下にあるとは限らないでしょう。っていうことを、

課長：ですから申し上げましたように、そのガスがですね、点であるわけじゃなくて広がってるわけですのでね、いわゆる一番下のですね、仮に底にそのVOCの、生のVOCがあったとしてもですね、それは広がってるわけですよ。下へ沈んでる段階で。ですからそれは必ず捕まえられるはずですので、そういう形で、私ども10mメッシュの中でガスの調査をして、一番高いところに合わせて頂いたということでございますので、これはまあ、逃してる形ではないという考え方です。それは確かですね、先ほどのク-5の場合、確実にそここのところを捕まえてきたわけですので。そういうところからすれば、我々この調査方法でですね、今皆さんと合意いただいた分についてはですね、特に問題ないというふうに考えております。

住民：それはおかしいですよ。君津式は県も出されましたやん、資料を。

課長：それは●●●さんからいただいた資料でしてね、それはこの前あの、梶山先生もおっしゃったように表面濃度を測る時に君津式は有効である、というふうなことをおっしゃってた通りでございます。

住民：いや、そうじゃないですよ。

住民：ホットスポットは5mくらいに収まっているというふうにも書いてましたよ。

課長：ですから、表面の分布を測ることによって地下を調べましょうっていうのがそのグラフ、図ですよ。

住民：その代り 1mですよ、それは。

課長：ええ、ですからそこから下の話は、それはガス濃度の調査の話じゃないですよ。一番下のが表面ガス濃度で、その平面的な部分でどのあたりかって探しますっていうのはそれぞれ***ですよ。

住民：そうじゃないですよ。君津式のガスの調査が、いわゆるガスの汚染源を見つけるシステムが説明されてますよね。

課長：ええ、ですから、その通りです、ですから、梶山先生がおっしゃったように、

住民：そうじゃないです、表層じゃないです。

課長：梶山先生おっしゃったように、君津式の出発点は表層で平面的な分布を調べる、その高いところを立体的にそれはまた別に掘りながらやっていくわけですし、一番表面からしてね、そこまでの結果が分かるわけじゃないですね。

住民：だから周辺を何本かですね、君津式ではそこまで掘って、三次元の立体図をですよ、

課長：それを、ですから、それをね、

住民：だから真剣に掘らないと分からないです。***ではわからない。

課長：まずですね、一番高いところを目指してやって、そこからですね、周辺に調べていくのがあれやと思いますが、今ですね、そこでやって、下まで掘っても何もなかったわけですね。それなら近辺にはそれはないという理解です。ないというのは、極めて低いという理解です。

住民：そうじゃないでしょう。孔内ガスで濃いところが何箇所も出てるじゃないですか。

課長：孔内ガスもあの濃度のレベルでですね、今ちょっとどういうご理解なさってるのかわかりませんが、要するにですね、例えば土にちょっと染み込んだだけでも、ある程度のレベルで出てきますよ。

住民：あのね、オ-3ではね、シス-1,2-ジクロロエチレンが 21ppm 出ましたよね。

課長：ええ、ですから、今おっしゃった、

住民：これはね、シスっていうのはそもそもね、これ変化したものですよ。それが出てくるということはね、当然その元になるもんもあるし、もっと濃いところもあるというの

が普通ですよ。最初からシスをほかしてるなんてことはほとんどないですよ。

課長：いや、だから、

住民：それから考えたら、

課長：テトラや、

住民：完全に欠けてるということですよ。

課長：いや、テトラやトリが出てないのはそれはおかしいですよ。ですから、捨てる時点でシスしかなかったという場合も考えられるんです。

住民：それは違いますよ、全然。やってるメッシュが全然粗さが違うんですから。

課長：ですからね、他のところで、このサイトの中でテトラも出てる部分もあるんですが、それを比率で行きますと、テトラとシスの比率で行きますと、極めてテトラの比率が低いんですよ。本来であればテトラの濃度が、

住民：変質したらそうなりますよ。

課長：ですから、それは微生物による変質ですから極めて時間かかるんですよ。そこまで行こうと思ったら。ですから、もう仮に仮定ですけどね、

住民：捨ててる期間もね、捨てた時期もね、違うんやから、当然それはありうる訳です。

課長：ですから、かなりの部分が微生物で分解されてきたと思います。捨てられた時期が古いと思うんですね。で、それでもまだテトラが残ってないということは、

住民：いや、違いますよ。

課長：捨てられた時点で、量が少なかったという仮定も成り立つと思うんですよ。

住民：これは孔内ですから、30mメッシュになってるんじゃないですか。

課長：ですから、

住民：10mメッシュじゃないですから、ボーリングじゃないんだから。

課長：その今の君津式のね、グラフを見ていただきたいんですけど、濃度のレベルはどん

だけになってますか、それ。

住民：そんなん関係無い。

課長：一番濃い濃度のところはどのくらいになってますか、それ。

住民：これは 1000 ですよ。

課長：1000 ですよ。今ここでの問題で出てるの 20 なんです。要するに、

住民：だからこれから順番に探して、

課長：ホットポイントっていうのは、1000 レベルのオーダーなんです。ホットポイントっていうのは 1000 レベルのオーダーなんです、君津式でおっしゃってる。今我々見つけたの 20 なんです。

住民：あのね、ク-5 やかてね、今あったよ、あったけども、範囲は狭いやないですか。

課長：だから、

住民：例えば、

課長：ク-5 はしっかり見つかったじゃありませんか。

住民：たまたま見つかっただけの話じゃないですか。

課長：たまたまじゃないです。それは皆さんと合意した方法によって見つけたんですよ。

住民：たまたま見つかっただけの話ですよ。ちょっとずれてたらもう見つからなかったですよ。

課長：いえいえ、それは、それは、君津方式って敏感やっておっしゃったじゃないですか。そこだから見つかったんですよ。

住民：だから 5mメッシュでやらなあかん、

課長：ですからそのね、例えば 1000ppm の濃度があれば、それは確かにね、それはホットポイントとして見つかるでしょう。しかし、今見つかったのはたったの 20 なんです。

住民：20でも、だから5m離れたところはわからんよ。

課長：ですから20ですから極めて低いから、

住民：そんなん、

課長：極めて狭い範囲で、しかもですよ、敏感に反応したんだというふうに考えられると思うんですよ、そこは。

住民：今までね、これベンゼンとかね、ジクロロエチレンとか見つかったりだけでも、オ-3、ク-6、エ-2、エ-5、エ-6とかオ-1、いっぱいありますよ。

課長：ですからそのオーダーをですね、ベンゼンでも、もっと濃度低いでしょう。

住民：キ-2、キ-3、キ-7、ク-4、ケ-3、ケ-4ですよ。

課長：いえ、ですから、そのオーダーを分析してくださいよ。見つかったオーダーを。

住民：要は見つかったか見つかってないかですよ。

課長：いやいや、見つかったオーダーが問題なんですよ。

住民：オーダーじゃないですよ。ガスがあるということは、当然その近くに何らかのものがあるというのは、普通探すということで、***の一つですよ。

課長：それはそうです。あったんだと思うんです。あったんですが、今出てきたオーダーレベルからすれば、先ほど申しましたように極めて敏感ですから、そこにそんな濃いものがあったというのは、今の結果からは見えない。

住民：見えないじゃなくて、それが粗いからわかんないだけです。

課長：いえいえ、ですから先ほどの君津式の方法で言えば、グラフに出てる典型的なやつは1000ppmでしょう。そういう例なんですよ、実質問題。

住民：ちょっと待って、程度が低ければいいっていうのはどんな意味。

課長：今申し上げてるのは、

住民：安定4品目は、そんなもん全部出るわけ。

課長：いえそうじゃなくて、今おっしゃってるのはね、20ppm っていうのは観測致しましたと、それはね、その下にホットスポットがあるかということが見えなかったですねということをお願いしてるんです。

住民：要は量が少ない多いは関係ないねん。

課長：いえいえ、そうじゃなくって、

住民：安定4品目以外埋めたからなったんや。

課長：ええ、まあそれ

住民：これ全部除けなあかんよ。

課長：いえ、ちょっと待って下さい。ですからね、今は、それがどういう高い濃度のホットスポットをとれば有効に処理が出来るかっていうことを考えてるわけですよ。

住民：だから全部とったらいいいねん。

課長：いえいえ、ですから、

住民：何言っとん。あんたらの姿勢でこんなことになったんやろが。

課長：皆さんとの話し合いの中で決めたのはですね、そういう濃いところを探してそこをどうしましょうかっていう、ご相談をさせていただこうことなんですよ。

住民：中村さん、あのね、

課長：はい。

住民：まあ20とか90とかの所もあったと思いますけどね、まあいずれにしても1000と比べたら少ないとおっしゃるわけですけども、その孔内ガスのところがね、その辺にある一番濃いガスがそこに出てるという保証はないんですよ、ね。どっかのもっと濃いところがその周辺にあるんじゃないかと疑ってもいいんじゃないの。

課長：いや、ですから、

住民：なぜどうしてね、その測定できた21がね、その周辺に入ってるガスのね、広がってるガスの一番濃いポイントだと、どうしてそういうふうに仮定でものを

課長：だから先ほど申しました 30mのメッシュの中を、9 つに区切って、一番高い濃度のところを測ったわけですね。

住民：それは表層ガスじゃないですか。こんだけの浅い表層ガスでしょう。

課長：いえ、君津式はそういう、例えばね、君津式はメッシュが違うけどもね、表層ガスを測るという方法は一緒でしょう。表層ガスで測りましょうと、全部目星をつけましょうと、おっしゃることは一緒ですよ。

住民：そうそうそう。

課長：30mの中で一番濃いところを 10mで掘ったわけですよ。

住民：掘ったでしょう。そこいったらね、上の一番濃いところその底までね、濃いところが集まってるわけじゃないんですよ。

課長：いえ、ですから。

住民：周辺散らばってるでしょうが。

課長：例えば、そこで、掘ってみて、

住民：それも踏まえてね、それで断片的にもの言われたら困るんですよ。

課長：いえいえいえ、それが広がってるようなら、そこで形跡が出てきてもおかしくないじゃないですか。

住民：あのね、これをじゃあ例を言いますわ。

課長：じゃあなぜ隣の所でね、

住民：いいですか。ク-5 のど真ん中ね。1、2、3、4、5、5番ですわ、ク-5 の 5、何が出てますか。何も出てないですよ。見てください。何も出てないでしょう。これが表わしてるんですよ。それなのにその横どうですか。今はホットスポットあった。ちょっとしか離れてないですよ。ク-5 の 5 ですわ。何か出てますか。何か検出されましたか。何も出てないですよ。ここでずっと調べたんですよ。ないでしょう。

ク-5 の 5 っていうのは、5 っていうのはどうして、9 区画になってる。1、2、3、4、5、6、7、8、9 でしょう。だから 5 っていうのはど真ん中ですよ。ど真ん中見なさいよ。何も出てないでしょう。検出されてないんですよ。それがね、それだけ出てくるんですよ。ちょっと違ったらものすごい違う。

課長：我々その 10mメッシュで一番高いところ、ク-5 の一番端っこですか。そこでやって、物見つけたんですね。

住民：だからね、だから、さっき言ったじゃない。あの、もしもボーリングでしてたら、ちょっと違ってたらもう出ないということなんですよ。

課長：いやいや、ですから、一番高いところを当てたわけですよ。

住民：だから、ここはたまたまそれでいけた。

課長：たまたまじゃなくて当てたんですよ。

住民：もう一つの方はちょっと横やったら逆にずれてたということなんですよ。他のところは。

住民：いずれにしてもね、中村さん、一本のボーリングでね、深い、10 数m掘ってですよ、そんなもん真下で当たるかどうか、そんな問題、確率の問題じゃないですか。ちょっとずれたら当たらないですよ。

課長：いやいや、それは違うと思います。それは皆さんとの約束の中で、30mの中の 10m に区切ってですね、一番高いところやってきたわけですので、それはお約束通りやと思います、そこは。

住民：はい、すみません、ちょっとVOCの別の角度からお聞きしますが、地下水、浸透水、地下水、VOC、1,4-ジオキサン、塩ビモノマー、1,2-ジクロロエチレン、基準超える値出てますよね。これに影響を及ぼしてる処分場のそういう VOC 類、これは先ほどからオーダーがこれが高いとか低いとか言われてますが、どのオーダーで影響がありますか。現状の地下水の。

課長：ええ、ちょっとね、これはわからないです。今のところね、ただ先ほどおっしゃった、我々、通常の土壌汚染のパターンですと、液体はですね、VOC が下へ落ちて地下水面より下で存在しているという場合は、典型的な例としてあるんですが、今回みつかったのは、ク-5 のように、地上から浅いところで汚泥状の物に染み込んでる状態でしたよね。そのなんていうんですか、VOC が下まで落ちずに、汚泥に混じってる状態で見つかったということなんですよ。だからそこはちょっと今のところですね、それがどういうふうに地下水に影響したのかはわからない。ちょっとわからない、そこは。

住民：だから地下水に汚染されている、5 mくらいに見つけたというものを除去したら地下水のそれは原因物として解決出来るんですか？

課長：いや、ですからね、そこで今日お休みですけど、真ん中の方がいつもおっしゃってる話でね、私が今考えてますのはね、今ク-5 と、それから No.1 というところがあるじゃないですか、一番沈砂池の下のところ。No.1 は出てるんですが、そのク-5 との間の井戸はね、出てないんですね、浸透水から。シスなり何なりは。つまり、ですから、おっしゃったように、沈砂池近辺で何らかのものがあるかもしれない。あのところについては今後調査する必要があるんだろうと思います。先ほどそのなんですか、揚水井戸を掘ってはどうかという話もございましたけれども、あのシートの下近辺についてはですね、これからもう少し調査が必要なのかなというふうに思ってます。

住民：浸透水の話ですか？

課長：ですから、地下水へそういったものが溶け出すためには、まず何らかのものがあって、浸透水に溶けだして、その浸透水が流れて地下水に混じって汚染されるというパターンですよ。

住民：あの、正常の安定型処分場であれば、表面が粘土層できちっとキープされてて、そういうところに持って行ったら多分そういう流れになると思うけど、あそこは深掘の穴、Ks2、Ks3 が完全に、

課長：いや、ちょっと待って下さい、

住民：破壊されて、浸透水と言いながら地下水も混じってる状態なんです。

課長：まあ、そうですね、それで今申し上げてるのは、No.1 のところなんですよ、No.1 の井戸です。ですからあそこは極めて浸透水を吸い上げてる可能性が高いので、あそこの場合、あそこは汚染されてるわけですけども、あそここの汚染源はどこだってこと考えてみると、先ほど申しましたように、今のク-5 から離れていて、その間の浸透水について、汚れてないという結果が出てくるから、それは No.1 の近くのところは何らかの汚染源がある可能性が高いんじゃないかなと思ってます。

住民：今のところ、地下水、浸透水に VOC が出てる原因箇所は、まあまあ特定されてないわけですね。

課長：そうです。ク-5 は、先ほど物は出てきましたけれども、それが浸透水とつながりにくいんですね、確かに真下で出てるんですけど、濃度的に低いんですよ。

住民：だから原因物となる有害物の除去ということに関しては、手の打ちようがないということですね。

課長：ですから、今調査が出来てないと思っておりますのは、先ほど申したように、その沈砂池の下ですね。あのシートの下のところについては、漏れてると思うんです。あのシートが処理できないんで、これ二次対策に入ってくると思うんですが、二次対策の中で No.1 の井戸の近辺のあの沈砂池の下ですね、そこについてはもう少し調査する必要があると思います。そこで、仮にですよ、そこでそういったホットスポットが確認出来るようであれば、それは当然取り出す話になるかと思えます。

住民：そこは、一番一番言いますけど、C-1、●●●側の方 9 も出てるし、3-1、これ地下水ですけど、あの辺にも出てますけど、そこだけっていうのじゃなくて、全面に出てますよ下流も。

課長：ですからその、

住民：No.6 でも出てるし、H16-No.5 でも出てますよね。それから、D-2 も出てるしね。そんな一か所出てるわけじゃないですよ。浸透水で出てますよ。

課長：ですから、シスですよ。シスで申し上げてるんですけども、

住民：シスで言ってるんですよ。シスが 2 箇所出てるから、No.6 とそれから D、H16-No.5、出てますよ。それ以外に今言った D-2。

課長：ですから、濃度レベル的に見てですね、池の下、No.3 と No.7 ですか、そこは出てるんですけども、そのレベルに近いのが県 No.1 だと思うんですね。そこをつながって上に行くとはですね、そこから上がなかなかつながりにくいと思っております。県 No.1 と経堂ヶ池の下 No.3 と No.7 ですか、こちら辺出てるんですけど、シスが出てると思いますが、それを更に上にさかのぼるとですね、そのつながりが薄いんです。だからそこについてはですね、先ほど申しましたように、もう少し沈砂池近辺について、これはシートの処理をどうするかということを含めてですね、検討する必要があるというふうに考えてます。

住民：浸透水はなんや下から上がってきたんですか。下から上がってきたん。違うでしょう。まあ下から上がるのもあるけど、あれは上から下へでしょう。言うてるのがごちゃ混ぜになってる。

住民：ちょっと質問。この VOC はあれだけ下流域まで流れて、基準を超えてなってますんでね、真剣に考えてもらわんと、生半可では納得出来ないと思えますよ。

住民：それから、いいですか。あの、判定基準のところ、表の 4.2.1 ですけども、何ページやったかな、表の 4.2、埋立判定基準で特別産業廃棄物はとか書いてるの、こんなもん、私ら一回も承知した覚えありませんよ。こんなのもっての他ですよ、こんなの。産業廃

棄物、こんなん違うやない。これ遮断型処分場のものやからね。これ何回でも言ってますよね。でもこのように同じように書いてある、ね。それからね、有害物の基本的な考え方のところの②のところの(3)ですか。その物質が土壤環境基準の3倍値以下である場合は、要するに掘削除去しないということですね。そういう意味でしょう、これは。真ん中辺ですよ、この表の真ん中辺。(3)ですよ。その物質が土壤環境基準の3倍値以下であると、この3つの条件を満たしたら、すべて満たした場合は、浸透水への影響のおそれがないと判断して、掘削除去の対象とはしないということは要するに、土壤環境基準の3倍までは、以下やったらもう知らんやと、基準値超えててもしないんやと。そういうことなんですよ、これは。

管理監：いえいえ、ただしで(1)(2)(3)のすべての、3つの条件をすべて満たしてる場合はというふうに書いてると思うんで、

住民：だからね、

管理監：今3番だけを取り上げて言うと、

住民：3つがね、3つがみんな揃うなんてことはあんまりないんですよ。3つが全部揃うとは限らないでしょう。

管理監：だから3つ全部揃う場合はあんまりないんですよ。だから揃った場合しかその対象としないと言ってるんですから、対象としないのは、もう極限られたものしかありませんよということです。

住民：そしたら3番はどうなるんですか。3番だけに絞って考えたらどうなるんですか。

管理監：いや、絞ったあきません。1、2、3の3つの条件がすべて適合した場合は、その影響がないということで対象としないと言ってるんですから、その3つの、

住民：違いますよ、これは例えば浸透水から離れてると、上にあつたと、ね、上にあつて、そして3倍以下であつたら、それはどうするんですか。取らないんでしょう。それを言ってるんですよ。一緒じゃないですか。

管理監：ですから浸透水から離れています、その下の浸透水においてもその物質の地下水の環境基準を超過していない、要は悪さは下までいっていない、

住民：だから***だけの話なんでしょう。

管理監：***という形の場合は、

住民：それはそうであろうという推定でしょうが、実際はこういうもんがここに残るわけですよ。そういう有害物が残るといことですよ。要するにね、僕が言いたいのは、150が基準とした場合に、450であつても取らないといことなんです。そういうことなんです。水に浸かってなかったら取らなくていいんだと、そういうことでしょう、これは。

管理監：基本的にですね、

住民：いやいや、それだけについて教えてくださいよ。

管理監：いえいえ、ちょっと待って下さい。***も全部お話させていただきたいんですけども、先ほどから私も挨拶の中で産廃特措法の話もしております。産廃特措法でもって対応するという形になれば、一定の基準をもって、だからという形じゃないと、確かに皆さんが心情的にそもそも許可以上やとか、安定型に入れたらいかんもんやとかいうのは確かにあるんですけど、それでは代執行という形の措置命令がかけられない。措置命令をかけられて、代執行になったものが初めて産廃特措法の対象になるんですから、その部分については一定のそのこういう化学的な根拠みたいなものを持っていかないと、対応出来ないんで、その点で一生懸命その、こういう形でもってという部分で、今考え方を説明させてもらってるんです。それでもって、確におっしゃるようにそれでもってそんなんやったら全部地下水の基準がクリア出来るんかという部分については、もう一方のいわゆる水処理とか、いう形でもって、そちらで対応するというダブルで考えないと、先だつて小野先生も言われましたけども、あれは全部すべて取つてしもうたら話は早いんやとおっしゃられましたけども、それでもって何百億の金を、なおかつその部分が特措法の対象にならないという形になれば、県単の中で、そのような金を出すというようなことはこれは難しいと言わざるを得ないと。だからなんとかその枠組みの中で出来る範囲のことで出来るだけやりたいという形でご説明させていただいていると。どうしても産廃特措法の場合は経済的合理的という条件もついておりますんで、そこら辺でなんとか工夫してこういう形でなら行けるんじゃないかという形でお話させてもらってます。

住民：いや、そんなん言うてませんよ。環境省と話あつたところでも、予算の方はあんまり言うべきじゃないと、予算的な制約はあまりかけておかない方が良く、予算化は大変かもしれないが、書いてますわ、ちゃんと。文書に。これ環境省と話した内容でしょうが。

管理監：それは予算がね、

住民：そしてまたね、早期安定化を目指すためにはね、有害物は出来るだけ除去すべきやとね。安定化のために出来るだけ有害物を探す、見つければ除去するという考え方を明確に示すべきであると。これ環境省が言うてますやん。

管理監：だからその前提は産廃特措法をもってやる場合において、代執行なり措置命令が出せる範囲において、必要な金額やったら、それはやります。だから措置命令を出して原因者にも支払いなさいよという場合に、それ以上のいわゆる措置命令を出せる以上のことまでやって、それを金を払いなさいということは出来ないから、その部分については理解していただきたいという話なんですけど。

住民：いや、僕らはね、ここは安定型やと今でも思ってるんですよ。そんなね、特措法で縛れるような話、僕はないと思ってるんですよ。おかしいです。そんなもん。いつの間にか変わったんですか、法律が。ここは安定型でしょうが、処分場としては。

管理監：ですから特措法において、安定型に、安定型以外のもんが入ったら特措法の対象にするということは一言も書いてないです。だから特措法は、

住民：そしたら、安定型の法律はどこ行ったん。安定型っていうのはさ、変質しないものだけを入れてもよろしいよというそういう法律でしょう。他のもん入れたらあかん。有害物入れたらあかんわけですよ。その法律どこいったん。

管理監：ですから、その場合は改善命令とか、業者に対してはさせられますけども、措置命令という形で、更に代執行する場合は、それが***ならないと。

住民：県がやりなさい、自分らで。独自にやりなさい。そんな法律は、出来ない言うんやったら、こんなもん認められないですよ。3倍もあっても置いとけど。ね、特管物しか取らへんと。そんなもん同意しないですよ。

住民：私も環境省に3回程行きましたけどね、向こうに行ったらね、会う人が違うんかもしれんけど、大変好意的でね、いろいろRDはRDの問題があるんで、RDの案件として対応しますよというふうに、他にもいろんな問題12件ほどあるという話も聞いてます。RDはRDなりの対応させてもらいますということをお聞きしていただいているんですよ。なんかもうちょっと国の方ともうちょっと仲良うやってもえんかなと思いますけどね。

室長：それは、全部出せって言っているわけではなく、代執行として許される範囲、特措法って言ってますけど、当然代執行として許される範囲であれば、特措法の対象になるということですので、税金使ってやる以上、代執行、これは原因者に請求するというのにふさわしいものしか。先ほども言いましたけど、全部出したらいいという、これはもう代執行の範疇超えますけど、予算あるないんじゃないか、と言われても、そんなことは出来ない。という中で、梶山先生も、もうこれは一つの判断であろうと。私はこれは県としてはよくやったと思うと。よくやる姿勢を示したと思うと、こう言ってくれたんでありましてね、一定の突き詰めていくと、なかなか納得できない部分もあって、先ほどから言うておられますような、もう徹底的に追及してVOCもガスがちょっと

でもあったら横にあるかもわからんというのはあるかもわかりませんが、それはそれでいろいろなことで絞っていった結果、いろんな調査をやっていった結果、こういうやつやということも含めて、この有害物の除去する範囲を、これはこれで梶山先生も含めて、他の委員はここまでせんでもええやないかと思っはる方もいらっしゃるかもわかりませんが、私としては、県としてこのようにやるんやったら、非常によくやるんやと思うと、私はこれでいいと思う、と言っただいておるものです。3倍やったらどうや、2.5倍やったらどうやという話もあるかもわかりませんが、それは一つのルールとしてあるものを適用して、やるということですので、これはそういう一定の区切りを持って、こういうことやるということには、一定の評価をもらってるといふものですので、その辺、理解いただいて、

住民：私らは必ずしもそうは受け止めてないんですけどね、しかし同じ議論重ねてもあれなんで、その関連ですけどね、pH依存性の問題については、この前もちょっと申し上げたんですけども、環境の変化で10年くらいで浸透水は中性になると小野先生、そういうふうに言われてましたけども、非常に我々が予想するよりも早い速度でですね、環境の変化っていうのは起こっていくんだなというふうはこの間伺ったわけですね。pH依存性でですね、酸可溶性の物質、これ非常にたくさん入ってるわけですね、これあのアルカリの数値が少しだんだん中性に近付いてきますとね、これやっぱり汚染原因物質にもなってきますね。中性に近付いてきますとね、アルカリでは溶けなくても、アルカリが弱くなって中性になり、あるいは若干酸性の方に傾いてきますと、これやっぱり汚染物質になってくる。将来ね、将来につけを残さない、将来につけを残さないというのがこのD案の時からのですね、住民の強い主張、これ県の方も十分ご理解いただいていると思うんですけどね。この今の問題を将来に残さない、引きずらない、これね、やっぱりpH依存性については、まさにそういうことでね、いわゆる全含有量試験ですよ、基準超えたものについては、少なくともね、これはやはり処理の対象有害物としてね、やっぱり考えるべきではないのかなというふうに思うんですけども。

住民：ちょっとよろしいですか。これまでもあった話が繰り返されてる感じがするんで、ちょっと話を最初に戻すような形になってしまうんですけども、岡治さんの方から、4月の中旬には県案が出ると、お示ししますという言葉をいただいたんで、今日はそれで一つの成果があったと私は思ってるんですが、その後のこと、ちょっと先走りますけども、確認したいんですけども、議会に承認が必要ですよ。それは最終的に、前に9月議会か12月議会とおっしゃっていただけたけども、県議会に出すにあたっては、栗東市さんの関わり方も今後の問題としてですね、当然ながら関わってくると思うんですよ。また、地元同意という時に、住民、我々だけではなくて、栗東市の了解というのも当然ながら必要になってくると、そうなるくと、栗東市さんとしても議会承認が必要になってくる、あるいは出来たら欲しいということになりますよね。そうなる、その段取りどうなりますかね。

管理監：基本的に、栗東市議会のという形じゃなしに、産廃特措法で言いますと、地元市

及び環境審議会の意見を徴することという形に実施計画はなってますので、実施計画にはその両者の意見を添付して協議に挙げないと、そこの意見をもらわんと挙げることは出来ない、こういうふうになってます。で、今おっしゃられましたように、今度の議会等については、当然県議会にしてもそうですけども、こういうふうに決まりましたというような形ではとても出せませんので、今こういうような状況で、今こういうような形で考えてますというのを、24年度については、定例議会が6月9月12月ですけども、その間に月1回の常任委員会というのがございますので、その都度その毎回というわけにはいきませんが、一定の形で、固まる前にですね、議員さんのご意見とかも聞いていかんらんというふうに思っております。で、議会は当然公開ですので、議会でこういう説明をしました、あるいはこういう資料を出しましたというのは当然栗東市さんにもお渡しして、その結果こういう意見も出ました、

住民：それを含めて確認したいんだけど、前回トラブったのは、地元住民が反対してるにも関わらず、栗東市と滋賀県の方が同意したということで強引に進めようとして予算が最後土壇場の中でひっくり返ったという経験があるわけですよ。今度もそういうことは起こりえるかなど、我々も心配してるんですけど、それはないですよ。そこははっきりしたいんですけども。つまり、地元住民の意向をないがしろにして栗東市と滋賀県だけが同意するという形でことは進められないというふうに認識していいですか。

管理監：あの、我々はこういう形で何べんも話をさせていただいているのは、そういう形で地元の方のご理解もいただきたいという形になりますが、最終的に我々がOKをもらう場合は議会の承認が要ると。逆に言うと、地元と合意した分でも議会がNO言うかもわからない、

住民：いや、それは分かってます。それは分かってますが、だから私の質問正確に答えてもらいたいんだけど、前回と同じ轍を踏まないという覚悟はあるのかどうかということをはっきりしてもらいたい。

管理監：同じ轍を踏まないように頑張ってるつもりです。

住民：頑張ってるじゃなくて、あの言質をききたいんだけどね。あの、そんな同じことを二度やってもね、それは一回目は悲劇だけど、二回目は喜劇ですからね。そこはわかってもらわないといけないよね。だから4月の始めに原案を出して、我々と協議を始めて、9月議会、それから12月議会、当然その議会の閉会中も議員さんとの話し合いをする場があると思うんですけども、やはり住民側と県側の同意だけではなくて、前回のこともあるから、やっぱり栗東市もですね、行政側だけでなく、議会側の合意もやり直す必要があると僕は思うんですよ。前は国松市長が一応議会の承認を得て、県案に同意という手続きを取って、で県がそれを採用しないということになったわけですから、やっぱりもう一回リセットする必要がある。それにはやっぱり栗東市としてもしっかりした形でですね、もう一回やり直しをする必要があると、それなりに手続き上に時間がかかる

わけですよ。そこを考慮しておいていただきたいということなんですね。それと、前回と同じようなことをやってもらっては困るので、十分なですね、その三者が、もっと言うところと四者ですね、五者か、議会も含めると、滋賀県の行政側と議会側、栗東市の行政側と議会側、そして住民、周辺自治会と、この五者が納得出来るような案を作っていかなきゃいけないんだよね。そこをしっかりとやってもらいたいんですよ。で、4月の始めにまず県の方から提案があるということを知りました。で、我々はそれじゃあ楽しみに待って、それを検討しますが、その案を受け取ったあとに、その後の段取りは進みますか。つまり、議会側、それから栗東市の関係ですね。どういう形で提案されるんですか。我々に出したと同時に議会側あるいは栗東市側にこういうように住民側に提示しましたということを発表するんですか。それとも、ある程度我々の話が煮詰まった段階で、次のステップに進むというそういう段取りを考えてますか。

管理監：いえ、あの、すべてがまとまってからやなしに、今こういう状況ですという形で言っていかなければならないと思ってます。

住民：ということは、4月の始めの段階で、県側の案として二次対策案という形で、全面的に公開されると、それは栗東市側に対しても、あるいは県議会側に対しても、提案として姿勢は示されると、そういうふうを考えていいんですね。つまり重大発表は4月上旬にあると。

管理監：いえ、その4月上旬は、先ほど言いましたような形でまず案を出さしてもらおう。その中で当然何回かお話しせんらんとするんです。それで一回でいかないんで、その時に住民側さんからは、こういう意見が出てるとか、いわゆる現在進行中の形で、今RDはこのように今進んでいます。県としてはこんなふうを考えてますし、いや住民さんからはこういう意見ももらってますという、その都度の状況を言って、議会の方に情報として渡していかないといけないと思ってます。それは一次対策については、時間ない中でだいぶご協力いただきましたけども、ああいう形で決まった後に一次対策について、事前に一次対策の案でこんなにも考えてます、

住民：そうすると4月の段階の案というものは、かなり選択肢がある案として出てくると、

管理監：そうです。

住民：あるいは、おおまか案、どの程度の案を考えてるんですかね。そこを。

管理監：先ほど言いましたように、もう一方の地下水等の支障の除去の部分についてはかなりのデータが出てきてないという中で、こういうような状況がもし今後出てきたら、こういう方法が効果的であって、その効果的な方法のうちうのはこういう仕組みですという形、いくつかの選択肢という形になるかと思えます。

住民：いくつかの選択肢が出ると考えていいですか。

管理監：その状況に応じて、地下水が 360 度広がるとか、あるいは一定ずっと絞ってここだけをなんとかすればいいのか、そういうのを含めての想定をして出すというような形になるのかと思います。

住民：なるほど。我々は、その想定をしてと言われてもですね、内部で検討する時に、それじゃあ話が進まないんですよ。だからあの、この案の内、その結果はいつはっきりするんだと、想定と言われてる想定は。そうでないと我々は話しようがないじゃないですか。

管理監：ただあの、地下水とかの部分になりますと、一定、こういう状況やこういう方法が今一番効果があると言われてるんで、こういう効果的な方法でやりたいと。それについてはご質問もあろうかと思いますが、いえいえそれではもうひとつやさかい更にこういうのがかませられないかというような形で多分ご意見をもらえるのかなと。

住民：まあ、あの地下水***、よくわからないんだけど、いずれにしても我々は議論を出来る形で案をもらわないと困るんですよ。で、気にしているのは、その後の段取りをちゃんと考えてもらいたいということと、それからどんな対策を執ったとしても、その効果に対する検証というのが必要になってくるんですよ。で、今回の場合は工事主体は県ですから、違う主体でモニタリングをして、それをチェックすべきだと思います。それは、県ではなくて、私は栗東市さんにやってもらう必要があると思ってます。やっぱり別の機関が工事をやって、それをチェックすると。それで問題があるならば、工事主体がしっかりそれに対応するというシステムを作るべきだと思うんだよね。それには当然ながら住民側も参画する。そういったトータルなプランニングを出してもらいたい。

管理監：一点だけちょっとあのお断りしたいんですけども、実施計画の中で県として代執行でするモニタリングというのがあります。それは県として実施主体として事業をやったんやったら、実施主体としてしっかりその成果、評価なりをなさいと。その場合にモニタリング数値とかいうのはその都度全部公表するなり、あるいは検査をする時に住民さんどうぞ立ち会ってもらって結構ですよという形で、

住民：それが信じられないんです。これまで県がやって、自分で検証してね、それをちゃんとしたチェック機能果たしたためしがない、はっきり言って。それはね、県がやったことに対しては、別の機関がしっかりチェックしないと、そういうシステム作んなければ、安心出来ませんわ。4月のプランニングの時には当然ながらそういったですね、これ多分今後何年もですね、効果については検証していかなければいけないので、客観的な評価ができるシステムも同時に提案してもらわないとだめです。どんな対策工とるにしても。その客観的な評価が出来るためには、県以外の立場の人たちがちゃんと参画できるように、特にやはりその時には栗東市さんに頑張ってもらう必要があるし、地元住民

側もそれに対して参画するシステムを作っていたらいいと思うんです。

参事：あの、今の効果の検証というのではですね、前の原位置浄化すると言ってた時にもちょっと提案させてもらったんですけど、監視委員会というような形で第三者的な方にも入っていただいて、あの時は住民代表の方もという話もしてたかと思うんですけども、そういう流れでなんていうか、県だけが勝手に評価するのではなくて、他の方も入っていただいてやると。ちょっと具体的にどうするかというのは、

住民：あのね、その他の人にも入ってもらってって言うても、いわゆるその委員を県が指名してたらですね、御用学者というものはね、原子力村じゃないけれども、あの、要するにね、同じ穴のむじながやってるんじゃない意味ないんですよ。だからね、それをそんな言葉じゃね、我々はもう騙されないの、はっきり言って。しっかりしたね、チェック機能を持つ組織を立ち上げていただきたいと、4月のプランニングの時には合わせてそれも提案していただきたいと思うんです。

参事：ちょっとどこまでのものを出していけるかわかりませんが、他のもちろん市も入っていただくことになると思いますけども、そういう監視委員会みたいなやつ、今言ってるのはもうちょっと具体的なやつについてまたお示しさせていただきたいと思います。

住民：4月に出るんですよ。それは楽しみにしてますので、4月の県の提案を心待ちにしたいと思います。

住民：あの、いいですか。あのね、4-1 ページのね、対策工の基本的な考え方のところの(4)ですけども、地下水の拡散による支障のおそれ、いうところに近辺の、周辺か、周辺地域の住民に地下水の飲用を控えてもらってるというのが書いてあるけども、これ栗東市全体の飲料水のこと何もし書いてない。一番大きな問題がこの中には書かれていない。そういう考え方で物事してもらったら困ると。やはり飲料水のおそれがあるから、きちっとせんといかんということ、ここに明記していただきたい、そう思います。言ってることが分かりませんか？

この周辺の飲料水の井戸のことだけ書いてますけども、実際はね、これ栗東市全体の問題なんです。全員の問題なんです。飲料水はものすごい心配なんです。だからこういう一生懸命やってるわけですよ。そういう支障があったら困るからやってるんです。だからちゃんとした文書でそこも書いてくださいよ。そういう気持ちで立ち会ってもらわないとね、中途半端なことしか出来ないということになるんですよ。

住民：滋賀県は、飲料水控えてくださいというのは、区長さんだけしか言ってないじゃないですか。

管理監：はい？

住民：県のね、入り口の所で何か出たときに、飲料水、地下水、飲料水に変えて下さいってというのは、市を通じて何か言われた感じですけども、区長さんにしか言ってないんじゃないですか。

参事：え、市の広報で、

住民：広報には載ってなかった、

参事：いや、載っております。13年7月に載っております。

住民：いつ？

参事：13年の7月やったかと思えますけど、

住民：13年の7月って言ったら随分昔ですよん。平成13年でしょう。あれは、載ってますよ。そのあと、県のとこの2回目に出たやつ。入口のあたりになんか出たんですよ。その時に県の方も、県のお金やからって言って、市に指導して、市に各地で、市が言わはったのは、もっと後ですよ。17、8年？

住民：最初はダイオキシンが出て広報載りました。

住民：それは、広報に載りました、13年に。その後、滋賀県っていうのは、もう一回出してるはずでしょう、この後。

それはね、確か区長さんに、市から連絡があったんって話だけやったと思うんですけど。事実確認しといて下さい。

住民：この周辺地域というのは、どのあたりまで言うてるわけ。栗東市全域やからね、地下水飲んだらあかんのは。周辺というのはどこで線引きしてんのかな。

住民：今現在ね、どこまで汚染がいつてるかわからない状態なんですよ。もうほんまにあれや、市の井戸のすぐ近くまで来てるかもわからん。わからんでしょう、誰もわからん。見えないでしょう。それをね、こういう形でしか書けない言うたら問題ですよ。やっぱり県の姿勢と思います。真剣に取り組んで頂きたい。

飲料水が地下水やから、要は飲料水が7割の地下水なのに、そこをわかってるのかなと。知っておられますか？7割が地下水なんですよ、僕らが飲んでんの。ご存知ですか？

管理監：そこはちゃんと測ってるんです。

住民：いや、測ってたらここ何で書いてないんですか言うてるんです。

課長：いや、ですから今申し上げてるのは、

住民：測ってるとか言うんじゃないのよ、そんなね、どの数値であるからなんていうのは結果論ですよ、結果ですよ。そうじゃないんですよ。そうならないように、対策立てるためにやらなあかんのですよ。そんなん出てからでは遅いんですよ、はっきり言って。

管理監：いや、だから頑張って早くやろうっていう形で今、

住民：だからさ、そのためにはここにちゃんと文書にも書いて、すべきでしょう。違いますか。こういう姿勢がないということです、僕が言うてるのは。姿勢が出てないということなんです、ここに。こんな周辺だけの問題ちゃうんですよ。

課長：いえ、ですからね、問題となるのは、周辺の井戸で、浅井戸ですね、そこまで行ってしまったら困るとい話なんですよ。そしたら、

住民：浅井戸じゃないですよ、言うとかけどね、急に下がってきてるんですよ、だんだんだんだん深くなって、100mとか。

課長：ですからね、

住民：そんなね、浅井戸で出た、周辺の井戸で出るくらいやったらね、そんな程度が違いますよ。

課長：ですから、例えばね、今おっしゃってるのは、出庭の水源地とするならばですよ、当然おっしゃるように 150mの井戸ですから、そこは。しかもそれご存じのように野洲川の伏流水も入ってます。で、一番ポイントしては、石部の頭首工あたりから扇状地の扇の要のところなんでね。そこであそこの水を一旦集めてきてますので、しかもそこで毎月水質検査もなさってる状態でございますから、あそこで今の時点でそういうのが出て話ではないというふうに理解しています。今、我々がやるべきことはですね、もっと手前の段階ですね。要するに先ほど申しました市の No.3 とか No.7 の近辺で今出てるわけですので、その周辺ですね、いかに食い止めるかっていうのが我々の使命だと思っておりますし、その近辺のお宅の方に関してはですね、飲むのはやめてくださいというお話をさせていただいてるんです。

住民：食い止める手立てなんかしてるんですか。今食い止めるって言うたけどどうやって止めるん。

課長：ですので、食い止める

住民：だんだん流れていってるわけですよ。

課長：ですから今ね、それを、それを考えるのが今回の地下水の調査であり、

住民：そんなの書いてないじゃないですか、どこにも入ってない。

課長：いえいえ、それは、地下水の方向も定めて、

住民：地下水を止める方法も入れるんですか。

課長：いえいえ、ですから、今一番最初に提案させていただいたのは、処分場の場内のも
のについてどういう水流の方向があるか、確認するための地下水の調査をさせていただきます
いと、井戸を掘らせて下さいという話なんです。そこから出発だと思ってます。

住民：じゃあこれからなんやね。だけどもういってるやん、そんなこれまで確認であって、
実際はさ、500mとか下流までいってるとか、ジオキサンにしたってシスにしたって、明
らかです。

課長：ですから、足が速い VOC についてはおっしゃるように No.3 とか No.7 までいって
ますよね。

住民：いやいや、そんな程度じゃないですよ。

課長：ですからそこから、

住民：Kのともいってますやろ。

課長：ですから、そこから先の話はデータがないですよ。

住民：データない、だから言ってる。

課長：ですから、

住民：データがないから言ってるわけですよ。

課長：ただし、

住民：こういう姿勢でね、もの測ってもうたら困るわけ、

課長：もう一遍申し上げますけど、その出庭の水源地は出てないですよ。

住民：出てないですよ、出たら遅いですよ。

課長：ですから、

住民：出てから物事言うもんじゃないんですよ。

課長：ですから今、我々が食い止めるべきところっていうのは、処分場の一番近いところ
で出ないようにするということなんだと思いますよ。

住民：じゃあそれをやってるの。やってないでしょう。

課長：ですから、そのための地下水調査をやらせていただくと。

住民：こんなんで出来ないじゃないですか、全然場所が違うじゃない、

課長：地下水の方向を定めると、

住民：どこまでいってるとか先端を見つけるんやったら分かるけど、これは先端を見つける
調査じゃないでしょう。

課長：いえいえ、地下水の流れの方向を、当然水質調査もやりますしね、どういった方向
でやればいいのか、どちらの方向にいってるのか、ってこう確認するための調査です。

住民：そしたらね、だからいってるんですよ、ここに文書で載せなさいって言ってるんで
すよ。

課長：ですから、今申し上げてる周辺でどうだろうかというところを確認しましょうとい
うことを申し上げてるんです。

住民：これは周辺、あのね、物事で一緒くたに言うてるようなものや。これは周辺の住民
に対しての問題ですよ。あなたの言ってるのは何、違うでしょう。

課長：いやいや、周辺の皆さんに被害が、ごめんなさい、影響が出ないように、支障が出
ないようにはどうしたらいいかっていう話なんですよ。支障が及ばないようにするには、

住民：だからそんだけの問題と違うでしょうということを今指摘してるわけ。

課長：いえ、ですからその一番近い周辺のところで支障が出ないように食い止めましょ
うということが、問題なんです。

住民：バカにしてるやろ。

住民：いやね、今の、

住民：言うてることがむちゃくちゃや。

住民：栗東市全域が飲んではいけないということになってるんでしょう？それがこの周辺地域で、だからさっきどこまで周辺に入ってんのってこと聞いたんです。

課長：ですから、自分のお宅で井戸水を持ってらっしゃる方は、その井戸水を飲まないでください。周辺の方ね。そういう、

住民：周辺ってそれどこまで？

課長：ごめんなさい、ちょっとそこは、

住民：栗東市全域があかんようになってるんよ。栗東市全域が地下水を飲んではいけないということになってるわけよ。結局、各戸の持つてる井戸とかそういう水を飲んではいけないということになってるわけよ。

管理監：いえ、ですから先ほどちょっと、今即答出来ませんので、ちゃんと確認しますという形で、

住民：2007年6月2日の新聞、覚えてます？高アルカリと、

住民：それを周辺で片付けてもろたら困る。

住民：ほんでね、それが栗東市小野の処分場で大量のドラム缶の問題で、水道法が適していると決めた基準を大幅に上回るアルカリ水を検出したと発表した。これが6月2日2007年、で、県は市を通じて、飲用しないように指導した。あとで市がどういうされたかという。

課長：誰についていう部分は、ちょっと今読めないんですよね？

住民：ほんでね、新聞には、県は市を通じて飲用しないように、

課長：その誰についていうの、だから誰についていうのはよめてないので、そこは確認しますが、けれども、栗東市全域についていう話があるのかどうかは確認させていただくことだと思います。

住民：市が解除したわけ？地下水飲んでも良いつて。

市部長：ちょっと記憶がね、定かじゃないので、あまりええ加減なことを言うたらまた怒られるのであれですけど、その19年当時のことは確かにこういった心配があるというふうに皆さま方の中で話が出てきましてね、市としてどうすんねんと、前にも13年にも広報に出したけど、今の現在危ないんやろうと、一回調査しいなということで、周辺の葉山、金勝のその周辺の地下水を井戸があるところをみな調査に行きました。で、その中で葉山地域とか、金勝地域の近くの方は飲まないでくださいねということはおっしゃってありますが、多分、***地域の方とか、治田の方々に、地下水は飲まないで下さいとは言っていないと思うんですよ。

ただね、地下水を飲もうとすれば、保健所の検査を当然してもらわなあかんということがございますので、それは一定、保健所の方で地下水を飲もうとされる方は、そういう対応はされてるとは思うんですけどね。

住民：じゃあ保健所の検査項目で、違うもんが出てるやろ、項目に入っていないのが、水道水の。

市部長：そうですね。

住民：その分がどうなっているかやな。そこもしてるわけ？

市部長：それは、各々検査の中でやっていただきたいということをおっしゃってありますが、水道法に定められたものはしていただくことになってますが、RDのものについてね、ここまでしなさいということはお願ひしてませんね。地下水を飲んでおられる方についてね。

住民：これは問題やな。

住民：なるほどね。僕が言ってるのはね、要するに県の姿勢の問題を言ってるんですよ。こういう栗東市全体の水の心配をしてない。僕らものすごい心配をしているわけですよ。それに対しての支障、おそれ、おそれをなくすためにすると、ちゃんとこう書いてくださいよ。それだけでいいんですよ、書いてくれはったら。他のこと言うてないですもん。おかしなこと言わんでいいんですよ。

住民：だから万一を考えて、周辺地域なんて文言はのけとかなあかん。

管理監：いやほんで、先ほど言ったように、ちょっとどこまでの範囲かわかりませんが、指導しているというふうには書いてるんですから、ここが周辺地域なのか、どこまでなのか、ちょっと確認させてください。これが栗東市全域に飲用を控えるように指導してい

るということであれば、周辺地域は間違ってますんで、すぐに改めさせてもらいますし、それはちょっと先ほどの***の話にありましたので、もう一回ちょっと確認させていただきますので、それでもって次回等、あるいは分かった段階でまた返事させていただきます。

住民：すみません、一点確認だけいいですか。確認だけさせてください。あの、結局この議論の中で、室長の方から次回の検討委員会は5月半ばという考えだというご発言がありましたけども、前回の検討委員会の中で、委員の先生方に、今年度で任期は終わりだということなんだけども、引き続きお願いをしたいんだというお話がありました。その中で、今日5月の半ばに検討委員会を考えているということは、委員の先生方の了承は得られたというふうに考えてよろしいでしょうか？

室長：はい、正式にきちっと書面で出してもらったわけではないですけども、概ね口頭で了解を得たと思っております。梶山先生が若干、前の時からちょっとあれやったんですけど、この間一応了解という感触を頂いておりますので、うちの方が勝手に、正式にもらっていないにも関わらず、ここに入れとくのもちょっと問題かもわかりませんが、もう少しなんとかお願いしたいなところ5人の委員さんをお願いしております、だいたい了解を、概ね了解を得てるということで。

住民：今日の話の中でね、そのいくつか提案する中で、委員さんそれぞれから意見をいただいた上で、住民に提示して合意を得たいというお話があったんですけども、先ほどの流れの中で、4月のはじめには提示をしたいということになってくると、それまでに委員の先生方の意見を聞いてということになってくると思うんですけど、そういうスケジュール的なことはきちっと確認された上で出来てるのでしょうか。

管理監：今、岡治が言ったように、了解もっておりますんで、年度内にすぐ委員の委嘱手続きをさせていただきます。委員さんの意見の聞き方ですけども、先ほど岡治の方が言った5月中頃ですと、もう一度こういう集まっていたいてというのがありますし、委員の皆さま方にはその都度ポイントの部分については、メールなり、あるいはご説明に行くなりという形での意見聴取というやり方もありますんで、はっきり申し上げまして5名の方を、その日を早急に2週間後とかって、なかなか忙しい方たちなので決められないので、その場合は、メールなり色んな形でもって、ポイントポイントで聞きながら、また集まってもらうという形になるかなという流れで、委員さんの都合がつけば、あるいはこちらの準備が整えば、もっと早くということも含めて、対応はさせていただきますというふうに思っております。

住民：あのちょっと、委員、調査委員の委員について、あの、前回会議で小野委員が住民は化学とか、対策工とか、考えんでええんやと。お前らは金の相談だけしたらええやないかと。あとは全部わしら決めたらこういうような言い方したんやけど、学者て知らん人にももの教えるのが普通やと思うけど、そんなん無駄やとかいうような言い方する先

生どうかと思うんですけど、あれ県の意向かな？

管理監：あの、そんな言い方ではなかったと私は記憶してはるんですけども、専門的なことについて議論するのであれば、我々はそれをずっと経験もあれば知識もありますよという話はされました。

住民：いやいや、あんたらには勝てんやから一切聞くなというような取り方が出来る言い方をしたわな。

管理監：いや、そういうふうに、

住民：いや、はっきりそう言うたよ。

管理監：いや、そういうような形ではなかったと思いますけども、

住民：それやったらちゃんと録ってんねやから調べてみいな。はっきりそう言ったんやから。あんたらは喧嘩の相手にもならんという言い方したんやから。ああいう委員はどうかと思うけど。

室長：当然予算が要るんやと、予算が要ることも含めて、

住民：はっきり、そう言うたもんな。

室長：それは限られた予算の中でどんな対策が出来るか、県、住民と技術屋である私らで知恵を絞りながら、我々は相談しながら考える、というようなことを言うてはります。当然私らはこういうことについて、非常に化学的なプロなんで、ということも言われています。

住民：あんたらは問題じゃない、勝てるんやからって言うたわ、はっきり。

管理監：この分野の、

住民：そうそうそう、

管理監：化学的なことをお話し合いするんやったら、

住民：あんたらは問題にならんと、

管理監：問題にならんいうか、私の方が知識が上やから、当然大学の教授ですので、

住民：だからそこをな、わし学者はそこを教えるのが普通やと思ってる。わからんもんを。
それを高飛車にやね、あんたら物言うな、金出すだけせえというような、ああいう言い方の先生は、わしどうかと思うね。

管理監：そういうような言い方じゃなかったと、

住民：いやだからほんで、テープ録ってんねやから、おこしてみたら分かる。はっきりそう言ったんやから。

管理監：弁護士さんと我々が法律の話でしゃべったら、弁護士さんが勝つのは当然やというだけの話で、それは一般論として別にそんなふうに、

住民：いや、あれはわし、県の意向を受けて言うたことやと思うんやけどな。お前ら、ごちやごちや言うなっていうような。そうとしか取れん。

住民：ちょっと、よろしい一言？さっきね梶山先生が色々***6回の時に、水に溶けて流れるものをそのままほっとくのは、いかがかなというふうなことを言わはったと思うんですよ。それ言わはったですね、確か。あのままでいいですよとは言わないですね。今も県の岡治さんの話ですよ、梶山さんには県のやり方で了解もうてますみたいな言い方されたけど、あの時に例えば鉛みたいなものとか、要は溶けないものは、取ることは出来ませんみたいな話になってきた時に、それでいいんかなと言わはったと思うんですけど、そうやなかったですか。皆さんそんな聞いてはりませんでした？

室長：あの、3倍のやつは、この間第5回でもそういうふうに言われましたし、今もそのことは変わらないと思ってます。ただ水位をきちっと測れよという話は聞いてます。今言いはったのは、過酷っていうのは、過酷かどうかっていうのは私はちょっとどうかなって言わはったことは確かです。これは3番のどこじゃなくてpHの、

住民：それで、そのまま置いといていいんかなって言わはったんです。

室長：ちょっと私の記憶としては、過酷っていうのはどうかなって言われたと思います。

住民：それも言わはったけども、過酷って言い方がどうかと言わはったのと、

室長：あの、3倍のどこについては今も確認はしております。

住民：だから、ちょっとね***

室長：はい、これはほんでまた、

住民：県のやってることは、梶山さんがいいですよとこう言ってるんじゃないと思ってます。私は。だからそれについて、

室長：はい、私は3倍のところは分かっていたかかなと思ってます。

住民：みんなそんなふうに思ってたらちょっと、***。

住民：よろしい。すみません、ちょっと一つ。以前からお願いしてたこの処分場の廃棄物の総容量、これまだなかなか出てきませんが、早く出していただきたいんですけど。

室長：はい、今二次調査でまた50何本のボーリングしてますので、それ含めてもう一遍やってみるといことになるかなと思うんですけど、ただこれあの、無用にですね、前の容量を減らしたり、もうちょっと増えたちょっと減らしたというようなことの議論はあんまり意味もないのかなと思うんですけど、結果として今40何本かのボーリングをしたところ、底面的には前よりも若干浅めになってきてます。ただ、それで前の70万tがどうなったかという議論は今差し控えてます。というのは、それが正確なのかどうかちゅうのを、

住民：どっちみち総容量アバウトに、

室長：アバウトな話なんで、***なったとかいう議論はちょっとあんまり、***

住民：それはする気もないです。ただ、確認はしときたい。

室長：ただ、今、刻々とどういうふうにかうするかとか、変わっていくもんじゃないので、今やってるのも含めて、最終的にはどうなんかというのは一遍見てみなあかんのかなと思うんですけど、今二次調査のボーリングでは、前よりも若干浅くなってきてますが、あんまり減ったとか、70になったとか、68やとか、あんまり議論、そういう議論数字出すのはどうかなと思いますので、

住民：はい、分かりました。それともう一つ、今日いただいた、以前からあるんですけど、ブルーの一点鎖線ずっと描いてます。これは要するに浸透水の水位とみていいんですね？

室長：あ、断面図？

住民：はい。

室長：そうですね、2つの時の水位です。23年9月、23年12月、ああ、断面のやつはそうですね。

住民：浸透水の水面やと。そこでその容量を測る時に、この水面下の廃棄物がどれだけ容量あるのか、それはちょっと示して欲しいんです。水にどれだけ浸ってるのか、これずっと見てたら相当、量的には1/3は浸かってるのかなという感覚なんですけどね。また出していただけますね。どれだけ水に浸かっているか、それは大事な要素になってくると思う。お願いします。

司会：はい、それでは時間も40分になりまして、10時までにここ片付けないといけませんので、これで本日の話し合い終了させていただきたいと思います。本日はお忙しい中ご出席いただきましてありがとうございました。

以上